政策目標における達成目標 知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成	目標番号	枝番号	測定指標	達成手段	達成手段が達成目標の達成にどのように貢献するか
知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成					
1人1 台端末等を円滑に活用した児童生徒への学習指導・生徒指 導等の在り方や、終料番、教材、関連ソアトェアのセリカ、学校 内外の環境登録の在リガ等はついての検討機等等を踏まえ、個別 最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた取組を進度さ せる。	1		1 –	個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に 向けた学校教育の在り方に関する特別部会	個別最適な学びと協能的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に 関する特別部会における検討を通じて、 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた取組が具体化され、 各学校における取組の充実に寄与することができる。
む 視点からの授業改善の推進、カリキュラム・マネジメントの確立と	1	:	に向かうか、人間性等の資質・能力の調和がと れた個人を育成し、OECD のPISA において、 科学的リテランー及び数学的リテランーについ ては引き続き世界トップレベルたる現状の水準 を維持し、誘揮 カについては同水準への到達を目指す。また、 TIMSS においては、引き続き現状の水準の維 持・向上を図る。	・マイスター・ハイスクール事業(次世代地域産業人 村育成副新事業)	各学校での多様な教育活動の実践を進めることや、カリキュラム・マネジメント 改善の取組を示すこと等を通じて、各学校において学習指導要領の趣旨を誇っ えた取組が元実することにつながる。 また、学習指導契領等の教育課型の基準によっない特別の教育課程の編集・ 添を認める研究開発学校等における、新しい教育課程、指導方法等の研究開 の実施等により、その成果を蓄積し、教育課程の基準の改善等に生かす。
同 幼稚園・幼保連携型認定こども園・保育所の教育・保育全体における小学校との接続状況(ステップ0~4)の改善	. 1	:	効相側・幼保連携型認定こども側・保育所の教育・保育全体における小学校との接続状況(ステップローがについて、ステップ3・4と回答した日治体数の割合の対向の調査値増 ※ステップ3・温度の予定・計画がまだないステップ1・温度の予度・計画がまだないステップ1・温度の予度・計画がまだないステップ1・温度の予度・計画がまだないステップ2・年数回の授集・行事・研究会などの交流があるが、接続を見通した教育課程の編成・実施は行われていないステップ3・接続を見通した教育課程の編成・実施が行われていないステップ3・接続を見通した教育課程の編成・実施が行われていて、実施規集を見通して編成・光葉された教育課程について、実施規集を見通して編成・光葉された教育課程について、実施規集を見通して編成・光葉された教育課程について、実施規集を見通して編成・光葉された教育課程について、実施規を登記する。更によりよいものとなるよう検討が行われている	幼保小の架け橋プログラムの推進	モデル地域における幼保小接続期のカリキュラム開発・実践や幼児教育に関 る調査研究の成果の普及、国及び都証解集における幼児教育に関する専門 な研究協議の実施等により、本が応告目的体において幼児親な効果小様 様期の教育に取り報ご際の参考となり、当該教育の理解が深まることで、各自 治体における当該教育の質の向上が図られる。
が域、高等教育機関、行政機関等とも連携した各高等学校の特色 化・魅力化を促進し、生徒の学習窓欲を喚起	1		・公立の高等学校におけるスクールミッション・スクールポリシーを高校教育改革に活用している都道府県数の増加 ・高等学校に関係機関等との連絡調整を行う 1 コーディネーターを配置する都道府県 北定都市の増加 ・普通科以外の普通教育を主とする手科を設置又は設置を計画している高等学校数の増加 ・高校生の授業外学修時間の充実	- 学校教育法施行規則第百三条の二各号 - 新時代に対応した高等学校改革推進事業 - 高校ポータルサイト事業	・各高校が目指す資質・能力を明確化させるため、 社会的役割(スクールミッション) ご再定義し、高等学校教育の入学者選抜時力 6年業時までの教育活動を一見た体系的なものに再構築するとともに、教育 活動の継続性を担保するために三つの方針(スクールポリシー)を策定するこ で、各高等学校の特色化・魅力化の実現につながる。 さらに、新時代に対応した高等学校改革推進事業とポータルサイトにより、実ま に向けた支援や情報提供等を行うことで、特色化・魅力化の後押しを行う。
送金国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析することにより、 2、学校における個々の児童生徒への教育指導の改善・充実等に役 立てることなどを通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクル を確立する。	1	1	全国学力・学習状況調査の結果を分析し、具 5 体的な教育指導の改善に活用した学校の割合 の増加	全国学力・学習状況調査の実施	毎年度全国学力・学習状況調査を実施し、その結果を把握・分析し、具体的な 育指導の改善に活用することで、教育に関する継続的な検証改善サイクルを行 立する。
「大学入学共通デスト」の実施や個別大学の入学者選抜の改革等 女 を通じ、入学志順者の思考力、判断力、表現力等を適切に評価する など、大学入学者選抜が学力の3要素の多面的・総合的な評価へ と改善される。	1		大学入学者選抜における学力の3要素の多面 的・総合的な評価への改善の進捗状況	- 大学入学者選抜協議会 - 大学入学者選抜実施要項 - 教学マネジント指針協補) - 大学入学者選抜の実態の把程及び分析等に関す る調査研究 - 大学入学者選抜における好事例選定委員会	教学マネジルト指針(追縮)、終事例集の周知におり、入学志願者の思考力・判 新生現力等を適切に評価するなどの学力の3要項の多面的・総合的2評価 作の改善さ各大学に促す。 大学の模能となる好事例を選定し公表する、また、協議すべき課題については 選技協議会において議論した上で、実施要項に反映し、各大学に周知する。)
す 各大学における「学修者本位の教育」の実現に向けた取組を進展 させる。	1		・大学生の授業外学修時間の充実 ・大学と企業等とで連携して実施する、企業の 課題解決や製品開発等を題材とした授業科目	- 教学マネジメント指針 - 大学改革光沢調査 - 知識集勢型社会を支える人材育成事業 - 地域活性人材育成事業 ~ SPARC ~ - 地域連携ブラットフォーム - 大学等連携推進法人制度	数学マネジメント指針の周知や調査の実施・公表を通じた啓発、各種事業を通 た大学教育改革の取組の音及展開を通じて、各大学における「学修者本位の 育」の実現に向けた各種取組を促進し、達成目標の達成に貢献する。
・高校普通科改革等による文理機断的・探究的な教育の全国的取合 組制進 - 高等教育段階において、幅広い教養と深い専門性を持った人材 育成に同けた大学教育改革や文理機断、文理融合教育を進展さ せる。	1		8 備を行う拠点校の増加(再掲) ・産業界と連携した取組を行う学校数(再掲) ・主専攻・副専攻を導入する大学の割合の増加 ・大学と企業等とで連携して実施する、企業の 課題解決や製品開発等を題材とした授業科目	- マイスター・ハイスクール事業 - 高校ポータルサイト事業 - 地域活性化人材育成事業~SPARC~ - 知識集約型社会を支える人材育成事業	・文理機断的な学びのカリキュラム開発を行うことにより、文理両方を学へる環境を推進する。 ・学際的、複合的な学問分野や新たな学問領域に即した最先端の特色、魅力 る学びに重点的に取り組む学科などの設置を推進することで、普通科以外の対 通数育を主とする学科を設置又は設置を計画する高等学校数の増加につない。 ・ジーン理機断的なカリキュラムや新学科設置の成功事例を模展開することで、全的な取扱を推進していく。 ・参事家により、大学における幅広い教養と深い専門性を持った人材育成に向けた大学教育改革や文理機断・文理機会教育の取組を支援し、その成果等を 報発信することにより、大学全体における取組の普及を促進し、達成目標の違 成に貢献することにより、大学全体における取組の普及を促進し、達成目標の違 成に貢献する。
特色ある教育内容を展開する専門高校の取組と成果の普及 学習指導等領等を指案之、キャリア教育を元業させ、児童生徒が、 学部にと自己の将某人のつながと見過しなが、社会的・環集 的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることがで きるようにする。これからの時代に求められる成長産業や地域産業を担う専門職 業人を育成 大大学等における実践が、専門的教育の実施を促進するため、社 会人や企業等のニーズに応じて大学等が行う実施を明的なプロ ログラムを文飾科学大臣が設定する「職業実践力育成プログラム」 (日別の積極的周地を回、設定課程数を5の観測以上に増加する。 ・事務学校における実践的な職業教育を推進し、より質の高い職 業人材を育成するため、「職業業践専門課程」(※)の認定校数を、 今都で学校における実践的な職業教育を推進し、より質の高い職 業人材を育成するため、「職業業践専門課程」(※)の認定校数を、 公務等学校における実践的な職業教育を推進し、より質の高い職 業人材を育成するため、「職業業践専門課程」(※)の認定校数を、 公務等学校における実践的な職業教育を指進するため、企業等と 連携した実践的で質の高い職業教育を行う課程に対して文部科学 大臣が認定する制度	1		<ul> <li>専門職大学、専門職大学院で提供される教育 プログラム数の増加</li> <li>職業実践方育成プログラム(BP)の認定課程 数の増加</li> <li>職業実践専門課程の認定校数の増加</li> </ul>	「専門職大学院におけるりカレント教育・リスキリング の現状・課題に関する調査研究」の実施及び当該調 金結果の周知・普及 ・大学等向け説明会の実施や、パンフレット等を活用 した、BPに関する積極的周知・広報活動・専修学校の質の保証・向上に関する認書研究は ・専修学校の質の保証・向上に関する調査研究は 参売制・コンに「原来等を理解問等項の紹子が教の	・遠京手段に記載した取組の実施により、専門職大学や専門職大学後への移や興味、開心、理解を高め、目標である専門職業人の養成の推進を図る、1-5P認定制度の認知度向上や認定のメリットを周知することで、大学等の申請対するモチベーションを高め、申請参、認定数の増加に繋がる。「職業実践専門課程」を通じ特殊公開の促進や教職員研修の開発等を行うこと。
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 1	1 1	・小中一貫教育校、中高一貫教育校の設置状況 ・事修学校による地域産業中核的人材養成事業、専門学校と高等学校の有機的連携プログラムの開発・実証)における取組拠点と連携している高校の数・中学校関係者等に対して全国的に周知する回数	況を把握するとともに、各学校の特色等を周知する。 ・高等学校教育の改善に関する推進状況調査にお	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	- 引き続き効果的な指導の実践事例に係る情報提供等を通じ、周 知像能を図ることにより、新しい時代に求められる背質・能力に 話能力、情報支配を図れるという。 が提高からの提供を図れることを目指す。 ・	・引き続き効果的な指導の実践事例に係る情報提供等を通し、周 知能を図ることにより、新しい時代に求められる背質・能力に言語れ力、情報が開かるとな らる質質・能力を含むの育成に同け、生体的・対話的で深い学びの 投点からの資素を創作が基準を が提点を図えるできまり、サルキコウム・マネシノトの確立と をした、学習情楽を領の監修が各学校で開発されそれを語えた。 ・ 「果まの教育製物の基準のプルスの変となる等・完集を提え、研究開発 学校等における実践研究を進め、その成果を蓄積する。 の小学校との接続状況(ステップの~4)の改善 他、魅力化を促進し、生徒の学習意欲を喚起 ・ 他、魅力化を促進し、生徒の学習意欲を喚起 ・ 他、魅力化を促進し、生徒の学習意欲を喚起 ・ 他、魅力化を促進し、生徒の学習意欲を喚起 ・ に、数字校における個々の児童生徒・の教育情様の改善・元業等に役立てることなどを通し、、実施のの表示を通りに呼吸である。 ・ を通し、人生を通して、教育に関する解析的な経算な場合のな事を を通し、人生決か学を選生が、の教育情様的な経算なが多つのと を通し、大学人学者選技が学力の3要素の多面的・総合的な評価へ とできました。 ・ 法を選集の関すたような、企業を関するの表示を通りに評価する ・ は、大学人学者選技が学力の3要素の多面的・総合的な評価へ ・ は、大学人学者選技が学力の3要素の多面的・総合的な評価へ ・ は、大学人学者選技が学力の3要素の多面的・総合的な評価へ ・ は、大学人学者選技が学力の3要素の多面的・総合的な評価へ ・ は、大学人学者を表して、発育に対して、対した。 ・ は、大学人学者を表して、発育して、また。 ・ は、大学人学者を表して、表情で、また。 ・ は、自然を表情である。 ・ は、自然を表情である。 ・ は、自然を表情である。 ・ は、自然を表情である。 ・ は、自然を表情である。 ・ は、自然を表情である。 ・ は、自然を表情である。 ・ は、自然を表情である。 ・ は、自然を表情では、また。 ・ は、自然を表情である。 ・ は、自然を表情では、また。 ・ は、自然を表情である。 ・ は、自然を表情では、また。 ・ は、といのない、と、表情を表情である。 ・ は、といのない、と、表情と ・ は、といのない、と、と、と、と、と、と、また。 ・ は、といのない、と、また。 ・ は、といのない、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ 対き続き効果的が指導の実践等別に係る情報提供者を追し、自	### 1886 1887 1897 1897 1897 1897 1897 1897 1897

## 目標2 豊かな心の育成

な 心の育成						
<ul><li>○子供の権利利益の 擁護</li></ul>	子供の権利利益の擁護を図り、その最善の利益を実現する。	2	1	こども基本法の周知状況(こども家庭庁とも連携か)	教育振興基本計画やこども基本法、児童の権利に 関する条約の周知	子供の権利利益の擁護については児童の権利に関する条約やこども基本法に 規定されていることから、それらの趣旨の周知を行うことが、子供の権利利益の 擁護につながり、子供の最善の利益の実現に資する。
〇主観的ウェルビーイ ングの向上	教育活動全体を通じて、子供たちのウェルビーイングの向上を図 る。	2	2	・自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合の増加 ・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合の増加 ・普段の生活の中で、幸せな気持ちになること がある児童生を刺名の増加 ・支速関係に満足している児童生徒の割合の 増加 ・地域や社会をよくするために何かしてみたいと 思う児童生徒の割合の増加	教育活動全体 (例) ・道徳教育の接本的改善・充実 ・体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト ・(独)国立青少年教育養規機構運営費交付金・学校・教育委員会の可規係を深めるため、生徒指導担当者向けの研修会等において、生徒指導提要 改訂の背景や発達支持的生徒指導の考え方等の説明を行う。 等	子供たちのウェルビーイングの向上は、なにか一つの事柄によってなされるものではな、様々な教育活動全体を通じて成じ渡げられるものであるため、子供たちのウェルビーベングの向上を一つの大きな視点として掲げながら教育活動を実施することで、目標の達成を目指す。
○道徳教育の推進	自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人 の人間として他者とよりよく生きるための基盤となる道徳性を養うた め、「特別の教料 道徳」を要とした道徳教育を推進する。	2	8	・道徳の授業において自分の考えを深めたり、 学線やグループで話し合ったりする活動に取り 組んでいる割合の増加 ・自分にはよいところがあると思う児童生徒の 割合の増加 ・大の増加 ・大の場合でいるときは進んで助けている児童 生徒の割合の増加	道徳教育の抜本的改善・充実	各自治体での各種研修等の充実や、地域の特色を生かした取組の実践等の取 組を支援するとともに、全国の優れた実践事例の共有等の取組を充実すること で、道徳教育の一層の推進を図る。
〇いじめ等への対応、 人権教育の推進	いじめ防止対策推進法等に基づいて、いじめの積極的な認知、組織的対応の撤底、重大事態調査の適切な運用を図る等のいじめ 防止対策を潤、全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるよう取り組む。 学校における人権教育の在り方等について、最近の動向等を踏ま えた参考教育の作成。周知や調査で致の実施、成果の音及等により、教育委員会・学校における人権教育の取組の改善・充実を推進する。	2	2	・認知したいじめのうち、解消している者の割合 の増加 ・解消に向けて取組中のもののうち、いじめを 認知してから3か月以上軽適している者の割合 の減少 自分な違う意見について考えるのは楽しいと 思う児童生徒の割合の増加 ・人が狙っているときは進んで助けていると考え る児童生徒の割合の増加	風して、水量工学の機能を開発では ・いじめ重大事態については、文部科学省に報告を 求め、こども家庭庁とも共有しつつ、各学校等におい て適切な調査の実施が図られるよう必要な助言や支 援を行うとともに、重大事態の調査結果を分析する	- 各学校・学校設置者へのいじめ防止対策推進法の普及啓発や学校におけるい じめの防止に資する教育の推進。SC・SSWの配置完美等による教育相談体制 の登儀、警察等の関係機関との連携などによるいじめの未然防止、早期発見・ 対応に取り組むともに、いじめの重大事態について適切な運用を図ることで、 いじめの防止等の途位を図る。 ・人権教育開発事業により、地域や学校を指定して実践的な研究を行うととも に、関レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行 い、人権教育の一層の推進を図る。
〇発達支持的生徒指 導の推進	新たに改訂した生徒指導提要を踏まえ、生徒指導の実践に当たっ では、課題予防、専制が応じいった課題対応の側面のみならず、 生くの児童生徒を対象に児童生徒が自発的(自主的)に自らを発 させていてこを尊重し、学校・教職負がいかにそれを支えるかとい う発達支持的生徒指導の側面に重点を置いた動きかけを進める。	2	Ę	・自分と違う意見について考えるのは楽しいと 思う児童生後の荷名の増加 ・間以ごとや不安があるときに、先生や学校に いる大人にいっても相談できると感じている児 電生徒の割合の増加 ・人が聞っているときなると感じている児 電大便の手後の増合の増加 ・人が出まりないなどとある。 児童生徒の割合の増加 ・先生は自分のいいところを認めてくれると思う 児童生徒の割合の増加	学校・教育委員会等の理解を深めるため、生徒指導 担当者向けの研修金等において、生徒指導提要改 訂の背景や発達支持的生徒指導の考え方等の説明 を行う。	子校・教育安員会の光達又付的主使指导に対する理解を体が、台子校におい  子後達支持的生徒指道の妻子方に其づいた生徒指道を実践することにとし、生
〇児童生徒の自殺対 策の推進	すべての児童生徒が「SOSの出し方に関する教育」を年1回受けられるよう全国の教育委員会等に展制し、SOSの出し方に関する教育を含む自を予防教育を推進できるとせもに、入れら組集を活用し、自僚リスクの早期把握や着切な支援につなげるため、システムの活用方法等を周知し、全国の学校での実施を目指すなど児童生徒の自殺予防に向けた取組を推進する。	2	A	・1年当たりの児童生徒の自殺者数の減少 ・困りことや不安があるときに、先生や学校に いる大人にいつでも相談できると感じている児 童生徒の割合の増加	・「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」 ・「児童生徒の自殺予防教育の実施について働きかけ を行るという。 ・自殺対策強化月間や自殺予防激問、学校の長期 休業に合わせて、通知を発出し、悩みや困難を抱え た児童生徒の甲腺免見には1人1台端末の記れ 有効であることや、無償・有償で活用できるシステム の一覧及びその活用方法を周知し、学校現場での 取組を推進する。	全国の学校において、「SOSの出し方に関する教育」を含めた自殺予防教育の実施や、1人1台端末を活用した児童生徒の悩みや困難等の早期発見・早期対応の取組が強化されることにより、児童生徒が1人で抱え込むことの予防につながり、自殺者数の減少にもつながる。
〇生命(いのち) の安 全教育の推進	学校等における「生命(いのち)の安全教育」の全国展開を推進し、 小、中学校における実施率を90%まで増加させる。	2	ŧ	小・中学校における性犯罪・性暴力防止のため の教育の実施事の増加	生命(いのち)の安全教育推進事業	本事業では、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、「生命(いのち)の 安全教育」の数材及び指導の手引き等を活用して、実践校において地域や学校 等の実態に応じて指導モデルを作成し、他の学校等への普及、展開を図ることしているため、事実実施により、「生命(いのち)の安全教育」の学校現場での実 践を後押しし、小・中学校における性犯罪・性暴力防止のための教育の実施事 の増加につながることが見込まれる。
〇体験活動·交流活動 の充実	青少年の体験活動の機会の充実のため、地域・企業・青少年教育 団体、学校等の遺憾により、自然体験活動や集団宿泊体験活動な ど様々な体験活動の充実に取り組むとともに、指導者の資質の向 上や青少年教育施設の効果的な利活用に取り組む。また、異なる 組織や集団の境界を越えた交流活動の機会充実のため、様々な 体験・交流活動の充実を図る。	2	7	公的機関や民間団体等が行う自然体験活動に 関する行事に参加した青少年の割合の増加	・体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト ・(独)国立青少年教育振興機構運営費交付金	青少年自立支援プロジェクトでは、体験活動への理解を深めるための普及啓発 や体験活動の推進に取り組む地域や企業と教育機関の連携促進のための体制 構築等を行っている。また、国立策シ年教育振興機構では、体験活動の質を向 上するための指導者の養成や体験活動を応援するための子どもゆめ基金の助 成などを行っている。これらを適じて、体験活動の機会の光実を図ることで目標 達成に貢献する。
〇読書活動の充実	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画等に基づき、公立 図書館と学校の連携をはじめとした各機関の連携とともに、司書教 論の要成や学校図書館の整備元実、多様な子供の洗書機会の確 保、子供の活書記動の重要性なに関する書及の発・電子書籍の 活用やデジタル社会に対応した読書環境の整備を促す。	2	8	子供の不読率(1か月に1冊も本を読まなかった子供の割合)の減少	<b>読書活動総合推進事業</b>	読書習慣のない生徒を対象とした読書への関心を高める多様な取組や、子供の 読書を支援する司書歌館の養成を選して、読書に興味を持つ子供の増加、司書 教館の認定者数の増加等を図ることで、目標達成に貢献する。
〇伝統や文化等に関 する教育の推進	表が国や郷土の伝統や文化についての理解を深めるとともに、文 化芸術教育の改善や体験機会を確保する取組、武道の振興、宗 教に関する教育の推進を図る。	2	ę	・過去に、文化芸術の鑑賞・体験機会がない子 供たちが、学校等での鑑賞・体験事業を通じ て、文化芸術への興味関心を持った割合の増 加 ・武道は「楽しい」と回答する児童生徒の割合 の増加	・文化芸術による子供育成推進事業 ・伝統文化観子教室事業 ・場議・音楽室等の子供信気体験支援事業 ・学習指導要領の着実な実施に向けた取組の推進	事業の実施を通じ、芸術教育の推進や子供たちが一流の芸術、地域の伝統や 文化に廃地も侵会の確保に貢献する。 また、我が国の伝統や文化に関する内容が先実され、かつ児童生徒の発達段 開に応じた武道や宗教の多様性について記載のある学習指導要領の着実な実 施を通じて、武道や宗教に関する教育の推進に資する。
○青少年の健全育成	青少年に対し、インターネット上の危険性や、それへの対応方法等 について容易活動を実施し、家庭におけるインターネット利用に係 るルールを作っている割合を向上させ、青少年を有害環境から守 る。	2	10	インターネットの使い方について家庭のルール を定めている割合の増加	青少年を取り巻く有害環境対策の推進	フィルタリングの活用や家庭におけるルール作りを含めたインターネット等の適切な使用についてやインターネット依存を中心とした各種の依存在等の理解・予防について、保護者と青少年への各発等を推進することにより、家庭におけるインターネット利用に係るルールを作っている割合を向上させる等の効果が期待され、青少年を有害環境から守ることに繋がる。
〇文化芸術による子 供の豊かな心の育成	・劇場や美術館に行ってもう一度文化表術を見たり、聞いたりした いと考える子供について高い水準(80%以上)に維持すること。 ・自分で楽器を弾いたり、歌ったり、絵を描いたり、流じたり、踏った りしてみたいと考える子供について高い水準(75%)を維持すること。	2	11	過去に、文化芸術の鑑賞・体験機会がない子供たちが、学校等での鑑賞・体験事業を通じて、文化芸術への興味関心を持った割合の増加	・文化芸術による子供育成推進事業 ・伝統文化親子教室事業 ・劇場・音楽堂等の子供鑑賞体験支援事業	未来を担う子供たちに優れた文化芸術体験機会を提供することによって、豊かな人間性の涵養を図るとともに、将来の文化芸術の担い手や観客育成等に資する。

〇学校保 食・食育の	健、学校給 D充実	・子供たちが生涯を通じて心身の健康を保持増進するための資質・能力を育成するため、各学校における保健教育が充実されることを目指すともは、複雑化・多様にする子供たの現代的な健康課題に対応するため、各学校における学校保健活動が充実されることを目指す。 学校総食における地場産物・国産食材を使用する粉合、金銀ペース)」について、対令和元年度比で維持・向上した都道府県の割合を4和了年度まで150%以上がよる。 ・栄養教諭による指導の充実に向けて、「栄養教諭による地場産物にかかる食に関する指導の予実に向けて、「栄養教諭による指導の充実に向けて、「栄養教諭による地場産物にかかる食に関する指導の予実に向けて、「栄養教諭による地場産物にいから食に関する指導の予実に向けて、「栄養教諭による地場産物に対していから食に関する指導の予集にある。	3	1	・小・中・高等学校等における学校保健委員会 の設置率 ・学校給食において地場産物・固産食材を使用 する割合 ・栄養数論による地場産物にかかる食に関する 指導の平均取組回数	・全国学校保健・安全研究大会、学校保健全国連絡 協議会、健康教育関係調查費) ・学校保健推進体制支援事業 ・養護整論の実務のあり坊に関する調査研究事業 ・が人教育等外部講師連携支援事業 ・将柱側症候診に関する調査研究事業 ・学校健康診断情報のPHRへの活用に関する調査 研究事業 ・日本学校保健会補助 ・健康教育指導者養成研修(NITS)(P) ・学校检療と節目的名指進事業 ・全国学校检食研究協議大会 ・全国学校教育研究協議大会	・学校保健に関する各地域・学校の取組の成果を普及するとともに、各分野・課題に対する調査研究や参考資料の作成・周知を行うことや、学校保健の中心的 化役割を担う実施の企業を表すする。 ・一様の大会を行う選集の企業を支援を表すする。 ・一様の大会等において、学業教師を育支員会会関係者の理秘を深めるととも に、事実において、学教教師を育支員会会関係をご用する際に必要となる経費を支援することによって、地場産物等の使用割合や栄養教諭による指導回数の増に 繋げる。
〇生活習(学校体育(化	慣の確立、 の充実・高度	・学校における指導や「早球早起を朝ごはん」国民運動の解焼的な 推進等を通じ、朝食を欠食する児童生能敷を前年度より減少させ るともは、毎日、同じくらいの時刻に壊でいる・起きている児童生 核の割を含有年度より増加させるなど子供の基本的な生活習慣の 確立につなげる。 物児期からの運動遊びや、休力や技能の程度、性別や障害の母 傷等にかかわらず末に学ぶ体育活動やアメリートとの交流活動を 通じて、運動計を子供や日常から運動・観しが長の一大年を増加させ (目標:国間の総運動時間(体育授業を除く。)が60分未満の児 童の割合、児童の泉い下、生物と90%以下(RB)と第10分 運動やスポーツを接続し、心身共に健康で幸福な生活を営むこと ができる資質・振力の育成を図る目標・卒業他に基動やスポーツをしたいと「思う」「やや思う割合 児童90%以上、生徒90%以上 (RB))。	3	2	・朝食を欠食する児童生徒の割合の減少 ・毎日、同じらいの時刻に撃ている。毎日、同 じらいの時刻に起きている児童生徒の割合の 増加 ・1週間の設運動時間(体育授業を除く。)が60 分未満の児童生徒の割合の減少 ・本事業化もスポーツをしたいと「思う」「やや思 う」児童生徒の割合の増加	・地域における家庭教育支援基盤構築事業 家庭教育支援権進事業 ・金国体力・運動能力・運動習慣等調査 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・生涯スポーツ振興事業 ・今和の日本型や技術育構築支援事業 ・幼児期からの運動習慣形成プロジェクト	・家庭教育支援の推進等により、子供の生活習慣や自立心の育成、心身の調和 のとれた発達を図る上で重要な役割を担う家庭教育に対する支援を行うことで、 子供の基本的な生活管僧の確立を図り、目標達成「貢献する。 ・全国体力・運動能力・運動習情等調査では、国が全国的な子供の体力の状況 を把握・分析さことで、国ー各教育員会における子供の体内向上に係る施策 の成果は課題を検証しその改善を図るとともに、各学校での体育・健康等に関す る指導などの政策に受立て、 ・令和の日本型体育構築支援事業では、一人一台編末を活用した授業学行の研究、通学学校の作育模集に対いて競争のある原理を体が共に学やインの研究、通学学校的作音模集において競争のある学校式造種目の指導の元業、体 育活動中の事故が止のための調査学校女と作うことで、全ての子供たちに個 別最適な学びと協働的な学びを実現する体育授業の改善を図る。
推進と身も	のスポーツ環	・地域の実情に応じながら、運動部活動の地域連携や地域スポーツクラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備を衝実に進め 子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保する。 る。 地合型地域スポーツクラブの充実やスポーツ少年団の体制強化 等も推進するこで、地域において子供のニーズに近じ多種多 様なスポーツを安全・安心に実施できる環境を構築する	3	3	- 総合型地域スポーツクラブ登録・認証数 ・地域選携や地域移行に係る方針策定のため の協議会を実施した自治体数 ・地域選帯や地域移行の方針を策定した自治 体数 ・体日の運動部活動の地域選携・地域移行に 関する取組を開始した市区町村数の割合	・中学校における部活動指導員の配置支援事業 ・地域スポーツクラブ活動体制整備事業(令和5年度 予算) ・地域スポーツクラブ活動体制整備事業(令和4年度 第二次補正予算) ・JSPO補助(地域のスポーツ環境基盤強化) ・学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在5/方等 に関する総合的なガイドラインの策定・公表	「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」では、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境登積等について、国の考え方を提示している。 これらき音法、地域スポーツクラブ活動体制整備事業(令和4年度第二次補正予算)では、自治体に設ける部活動の地域スポーツクラブ活動かの移行に向けた場合の情報を進まする。「活動体制を指する。「活動体」をは、個活動で事業成果をした。「地域スポーツクラブ活動体制整備事業(令和5年度予算)では、総活動の地域スポーツのラブ活動体制整備事業(令和5年度予算)では、総活動への移行に向けた業証事業を実施し、国において事業成果をした。「全人が基本があっていまりた。」を対していませない。「一般ないで事業成果をした。「一般ないで事業の場合といる。「一般ないで事業の事業を受ける。」といる場合は、一般ないで事業の表情を表しませない。「一般ないで事業の表情を表しませない。」というには、一般ないで事業の表情を表しませない。「一般ないで事業の表情を表しませない。」というには、一般ないである。「一般ないである。」というには、一般ないである。「一般ないである。」というには、「一般ないでは、「一般ないである。」というには、「一般ないである。」というないでは、「一般ないである。」というないでは、「一般ないでは、「一般ないである。」というないでは、「一般な
○アスリー 育成支援		より多くの優れた能力を有するアスリートを発掘し、育成・強化につなけていくため、地方の共団体や競技団体等の取組の有機的な連携が個になるよう。中央競技団体におけるアスリード育成パスウェイの構築等を支援する。こうした可能を直し、過去後くオリンピック競技(80人、パラリンピック競技(80人、パラリンピック競技(80人、パラリンピック競技(80人、アラリンピックアスリートを目前す。)	3	4	オリンピック・パラリンピック競技におけるメダル ポテンシャルアスリート数(MPA数)	独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費交付金に必要な軽費	独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費交付金に必要な経費のうち、競 独立何政法人日本スポーツ振興センター運営費交付金に必要な経費のうち、競 大力向上年業では、各競技団体のアスリールの発掘・育成・強化の取組が一貫 したものとなるよう、現状世間や課題解決に、資するプログラムを提供し、強化観 略プランに基づく取組を支援している。
〇体育・ス の整備充		地域のスポーツ施設の整備を促進することで、地域において誰も がスポーツを行いやすくする。あわせて、学校体育施設や民間ス ポーツ施設等の有効活用を推進し、地域の実情に応じた身近なス ポーツの場づ以を実現する。 (目標の:まちづくりや地方活性化の優れた拠点として選定された スタジアム・アリーサ数 20機(日(ア)) (目標②:学校体育施設開放頻度(年間を通じて平日に開放を行う 学校の割合)の増加)	3	5	・まちづくりや地方活性化の優れた拠点として 選定されたスタジアム・アリーナ数 ・字校体育施設開放頻度	・体育・スポーツ施設に関する調査研究 ・地域において誰もが気軽にスポーツに親しめる場 づく収急合推進事業 ・学校施設環境改善交付金 ・スポーツ産業の成長促進事業(スタジアムアリーナ 改革推進事業	体育・スポーツ施設の現況を把握することによって、地域のスポーツ施設の遺 的・質的な充実を図るための支援を行うことができる。スポーツ施設の整備に関 する支援を行うことで重めな充実を図るとともに、「地域において誰もが年軽にスポーツ機しめも増つくり総合推進事業において、学校体育施設や民間スペーツ施設の有効活用に関するモデル事業を構築している。そして、これらの取組を セミナー等で地方公共団体へ普及啓発を図り、地域スポーツ環境の実現に取り 組んでいる。
〇スポーツ 安全・安心	ツ実施者の	・日本スポーツ協会(JSPO)の認定する公認スポーツ指導者資格保有者の増加に関する取組を支援し、スポーツの価値を脅かす暴力・ハラスメント等を行わず、アスリート等の人間的成長を使すことのできるスポーツ指導者を養成する人の一トが、スポーツ外傷・疾居はは、原教を排行している。大学とは技を継续できる。スポーツを、科学サポートを受けられる環境を整備できる。スポーツを、科学サポートを受けられる環境を整備できる。スポーツを、科学サポートを受けられる環境を整備できる。スポーツを、科学サポートを受けられる環境を整備を表し、スポーツを、対害共済的特殊をあらい。大学大学の大学を対して、関手大学の大学を対して、関手大学の大学を表現して、大学大学を表現して、関手大学を表現して、大学大学を表現して、大学大学を表現して、大学大学を表現して、大学大学を表現して、大学大学を表現して、大学大学を表現して、大学大学を表現して、大学大学を表現して、大学大学を表現して、大学大学を表現して、大学大学の大学を表現して、大学大学の大学を表現して、大学大学の大学を表現して、大学大学を表現して、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、	3	€	・公認スポーツ指導者資格保有者数 ・小・中・高等学校における体育活動中の障害・ 死亡の災害共済給付件数	・日本スポーツ協会補助 ・スポーツは会補助 ・スポーツ・インテグリティ推進事業 ・令和の日本型学校体育構集支援事業	JSPOでは、スポーツの価値や未来への責任を自覚し、暴力等の反倫理的行為 を排除した指導を行うことができる公認スポーツ指導者の育成を目指している。 その数組の一つとして、指導者に求められる技術や知識のみではなく、罪者・態 度・行動等の「人間力」を確実に習得するために必要な内容を提示した「モデル 関すの事象の人間力」を確実に習得するために必要な内容を提示した「モデル 導者の養成を行っている。このようなJSPOの放射を支援することで、達成目標 「発射でような国の求める資質を持っ指導者の育成に貢献することが、達成日 に掲げるような国の求める資質を持っ指導者の育成に貢献することができる。 令和の日本型学校体育構築支援事業では、全国の教育委員会、学校、大学、ス ボーツ開係団体等の関係者に対して、安全で効果的な体育活動を実施するため に、体育活動や更大な事故を研ぐ情報、再発が止りたりのの関すべき点、 防止方策等について把握・分析・研究を行い、課題に対応する取組を推進する。
Oスポーツ 康増進	ツを通じた健	性別・年齢等に応じたスポーツ実施の普及啓発やスポーツの習慣 化促進等を通じて、国民の離土がスポーツに親しむ環境を整備し、 スポーツを通じた国民の心身の健康増進と健康長寿社会の実現を 目指す。 (日種型: 20歳以上の週 回以上のスポーツ実施第70%。20歳以 上の年 回以上大畑・ツ芝 装店・名削を 2100年に近づける (R8) (日様型: 1回30分以上の超(汗をかく運動を週2回以上実施し、1年 以上継続している運動習慣者の割合の増加 (R8))	3	7	・20歳以上の週1回以上及び年1回以上のスポーツ実施率・1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上 実施し、1年以上継続している運動習慣者の割合	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツスポーツよら地球活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業)	Sport in Life推進プロジェクトでは、スポーツが生涯を通じて人々の生活の一部となることで、一人一人の人生や社会が置かになることを目指しており、民間となることで、一人一人の人生や社会が置かになることを目指しており、民間を表現、スポーツは、地方外、民間を育構成される気がです。 「本のでは、一次では、大きないるでは、一次では、大きないるでは、大きないない。
〇スポーツ 生社会の3 スポーツの	ツを通じた共 実現・障害者	東京2020 バラリンピック競技大会のレガシーとしても、性別や年 能、障害の有無等にかかわらず、「する」「みる」「さえる」スポーツ の価値を享受できるよう、様々な立場・状況の人としもに、スポー ツを楽しみ、誰もがスポーツにアクセスし続けられる環境を整備し、 スポーツを楽しみ、誰もがスポーツにアウセスし続けられる環境を整備し、 スポーツを楽した。共生社会の実現、資害者スポーツの振興を図る (目標①、障害者の遇 I回以上のスポーツ実施率 40%程度(若年 第2450年度度(古年版注80%程度)(R8)) (目標②、障害者の末1回以上のスポーツ実施率(目標: (日標②、障害者の末1回、上のスポーツ実施率(目標: (日標②、障害者スポーツを体験したことのある者の割合の増加 (R8))	3	8	・障害者の週1回以上及び年1回以上のスポーツ実施率 ・障害者スポーツを体験したことのある者の割合	- Sport in Life推進プロジェクト - スポーツによる危域活性化推進事業(運動・スポーツ管債化促進事業制備助 - 1年 大小の一部の投資機助 - 全国障害者気が一ツ大会開催事業 - 障害者スポーツ大会開催事業 - 障害者スポーツ性進プロジェクト	障害者スポーツ推進プロジェクトでは、障害のある方とない方がともにスポーツ をするユニバーサル、インクルーンプなスポーツ環境を整備することが必要との 製点から、障害者スポーツの実施環境の整備等に同けたモデル創出や特別支 提学校等における亜砂部活動の地域連携・地域符つ支援に取り組んでいる。 日本バラスポーツ協会補助では、地域におけら障害者スポーツの振頻体制の整 他や障害者スポーツ指導員の育成及び活用等により障害者スポーツの番及拡 大を図っている。全国障害者スポーツ大会開催事業では、障害者がスポーツの 最いとを体験する機会を提供するともはポラシイヤや観載するだい薄害者ス ポーツに対する開業の促進を図っている。 また、Sport in Line進プロジェクトや運動・スポーツ習慣化促進事業において、 障害者をターゲットとしたモデルの創出等に取り組み、障害のある方とない方と が一体となった運動、スポーツ実施の取組を行っている。

日垣4	ガロー	· / \$ 11.2-	t-12+	にける」	いおきは

〇日本人学生·生徒の 海外留学の推進	・グローバル社会における人材育成のために、高等学校段階から の海外経験・留学支援に係る取組を促進し、日本人高校生の海外 留学生数を2033年までに2万人にする。 海内の大学市で、学位を取得する長期留学を引き続き推進して いてともに、大学間交流協定等に基づく中短期留学を推進し、日 本人学生の海外派遣の拡大を促進する。	4	1	・日本人高校生の海外留学生数(2033年までに 12万人にする) ・日本人大学生の海外留学生数(2033年までに 38万人を目指し増加させる)	<ul><li>独立行政法人日本学生支援機構運営費交付金に</li></ul>	・社会総がかりで行う高校生国際交流促進事業において、短期留学を行った生徒が周囲の生徒へ留学の意義等を伝えること、都道府県が実施する取組に参加することにより日本の高校生の留学業務を向上させ、留学生教の増加いつな「アジア高校生原は掲売7000円・、異文化圏はアンプアンプランプ事業について、「当該事業で全国の高校に招聘した留学生が日本の高校生をよに学び合い、国際交流を深めることにより、日本の高校生の留学業が何上し、留学生教の増加につなげる。 「海村に派遣される日本人学生に対して、奨学金を支給すること等により、単位や学位の関係を目前す中長期留学者を中心に日本人の海外留学者教の増加を推進する。
〇外国人留学生の受 入れの推進	- 関係府省・機関等との連携の下、外国人への日本留学の魅力の 発信や、奨学金等の経済的支援、日本国内での国際交流体験、国 内別職支援等を通じ、留学生の戦略的な妄入れ及び卒業後の 定着を促進する。 ・プローバル社会における人材育成のために、外国人生徒の受入 れを推進し、高权段階での外国人留学生数を2033年までに2万人 にする。	4	2	・大学等に在籍する外国人留学生数(2033年までに38万人を目指し増加させる) ・外国、関学生(国)の選学者を除く)の日本国 内での就職・2033年までに6階を目指し増加 させる) ・高校の間での外国人留学生数(2033年までに 2万人にする)	- 留学生の受入・派遣体制の改善充実等 ・国費外国人留学生制度 ・外国政府派遣留学生の予備教育等留学生受入促 進事業	・留学生のリクルーティング機能の強化等による戦略的な留学生の機構や奨学 金の効果的な活用を選し、外国人留学生数の増加を推進するとともに、各大学 が地域の自治体や産業界と連携しておたるが観貨を促進すること等により、 外国人留学生の扱が国での定着促進を図る。 ・異化1理解ステップアップ事業においては、日本に搭数した留学生の満足度を 高めることにより、アジア高校生架け様プロジェケトーにおいては、日本に招聘し た高校生の異末日の意を向上させることにより、留学生数の増加や国要留学 生などによる日本の大学等への進学につなげる。
○高等学校・高等専門 学校・大学等の国際化		4	3	・幅広い教養や問題発見・解決能力等の育成などの先進的な取組や国際的な教育環境を整を行う拠点核の増加・投が国の大学における外国人教員比率の増加・「国際共同学位プログラムの増加・「JV-campusにおけるオンライン教育コンテンツの提供教の増加・大部科学者が実施する国際・パカロレアに関するイベントへの参加者の増加・「国際・パカロアに関するイベントへの参加者の増加・「国際・パカロアに関する研究・特別では、日本のアクセス教の増加	・WWLコンソーシアム構築支援事業 ・大学の世界展開力強化事業 ・スーパーグローバル大学創成支援事業	高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等が協働し、高校生の高度な学びを提供する仕組み(ALネッケーク)を形成することで、幅広い教養や問題発見、解決能力等の育成などの充進的な取組や国際的な教育環境の整備を行う独点校の物価につなける。 ・大学の世界展開力強化事業及びスーパーグローパル大学創成支援の取組により、世界シブレスルの大学や外哲国にとつて重な国・地域の大学の質の保証を件・た大学間連携を推進し、国際通用性のある教育・環境基盤の構築を図る。 ・国立高等専門学校の運営に必要な経費を確保することで、我が国の高等生の国か、通に参考専門学校の運営に必要な経費を確保することで、我が国の高等生の国が、派遣や大田との支流位定等の終結に取り組む国立高等専門学校の開発を支援し、高等専門学校の国際化を図る。 ・国本の毎日に関係を図る・「国際、クロレア関係者のネットワーク構築を行うことで、国内での国際パカロレア関係者のネットワーク構築を行うことで、国内での国際パカロレアの認知度向上につながる。
○外国語教育の充実	・グローバル化が急速に進展する中で、初等中等教育において、 国内外の様々な場面で英語によるコミュニケーションを図るための 資質、能力を育成する。 大学人学者選はおおいて、「読む・書・聞く・話す」の4技能に関 する総合的な英語力を適切に評価するため、各大学の取組を推進 していく。	4	4	・英語力について、中学校卒業段階でCEFR の A1Lペル相当以上、高等学校卒業段階で CEFR のA2レベル相当以上を達成した中高生 の割合の増加に5年後日標底・高別より・全での都道府県、数今指定都市において中学 校卒業段階でCEFR のA1レベル相当以上、 等学校卒業段階でCEFR のA1レベル相当以上 を達成した中国を出ての割合を与校までに5割以 上にすることを目前である。 第の英語力について、高年を実現に高校を 部の英語力について、高校生 の割合の増加について、高校生 の割合の増加に今年後日報のは の割合の増加に多様では、10年間、10年間、10年間、10年間、10年間、10年間、10年間、10年間	構築支援事業 - 社会総がかりで行う高校生国際交流促進事業 - アジア高校生実け橋プロジェクト+ - 教学マネジメント指針追補) - 大学入学者選抜の実態の把握及び分析等に関す る調査研究	「小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業」の中で、英語教育実施状況調査等で明らかになっている課題への対応や、指導方法の開発等を支援するほか、教師の英語力・指導力強化のための研修を実施する。また、本事業での取割の容を公表し、成果物の活用を促進することは、全国が支援技術育の改善・元業を図る。 「・「WWLコンノーンアム構築支援事業」「社会総がかりで行う高校生国際交流促進事業」「アシア高校生業け構プロジェクト・リニより、生徒が実話に帰れる概念がより表史、美国によるコミューテーションを図るための質量、作の内質成につなって、マンマンジント・旧針に当論、好事等集の原知により、「読む・書と明に話す」の人技能に関する総合的な英語力を遊切に評価するための各大学のの服役を進する。 「大徳大学の模能」となる好事例を選定し公表する。また、協議する実施難については、選技協議会において講論した上で、実施要項に反映し、各大学に周知する。」
○国際教育協力と日 本型教育の海外展開	- 教育の国際化など、日本国内の教育の質的な向上を図る - 親日暦の維持・拡大を図る	4	5	・海外に対する教育事業に参加した日本側の 物職員・学生・児童・生徒の数の増加 ・EDU-PortニッポンのHPへの日本国内からの アクセス数 ・海外に対する教育事業に参加した相手国側 の教職員・学生・児童・生徒の数の増加 ・日本型教育の海外展開プロジェクト活動を通 して、日本や日本人に対する印象が良くなった 割合	コロナ禍を踏まえた新たな日本型教育の戦略的海 外展開に関する調査研究事業(EDU-Portニッポン 2.0)	・本事業を通じて参画機関が他国の教育の良い点を取り入れたり、自身の教育 システム・コンテンツ等などの更なる改善を図ることで、教育の国際化など、日本 国内の教育の質的な向上に貢献する。 ・本事業における諸外国との教育交流を通じて、親日層の維持・拡大を図る。
〇在外教育施設にお ける教育の振興	グローバル社会における人材育成のために、より多くの在外教育 施設において、在外教育施設ならではの特色ある教育プログラム が実施される。	4	6	在外教育施設重点支援プランの教育プログラムを受ける児童生徒等数の増加。	海外子女教育推進体制の整備(在外教育施設重点 支援プラン)	在外教育施設重点支援プランにおいて、特色ある研究開発による教育の高度化 を図り、児童生態の学びを保障する教育の質の向上や多様化・特色化の推進を 図るための優れた教育プログラムの開発支援を行うことで、特色ある教育プログ ラムの実施促進につなげる。
〇芸術家等の文化芸 術の担い手の育成	〈文化芸術推進基本計画(第2期)〉(令和5年3月24日開議決定)計画期間中に取り組むべき重要施策、重点取組5.次化芸術のグローバル展側の波に基づき、若手芸術家等への実践的な海、休時機会の提供を拡充する。 へ成故部を長期的な視点に立って保存振興し、伝承者を安定的に確保する。	4	7	- 新進芸術家海外研修制度に採用後、実際に 海外で実践的研修を支援された実績数の増 加加。 大夫芸能・能楽、文楽の各ジャンル の就業者数における伝統芸能伝来者養成研修 事業修了者の割合の増加。	-新進某所家海外研修制度 -伝統英龍佐环君要成研修事業(独立行政法人日 本查析文化振興金)	・新進業所家海外研修制度に採用後、海外で実践的な研修をするには、受入側との調整等が必要であり、採用されたからといって、必ずした海外研修できるとは限らないなり、採用者のうち研修を実現した者の数をもって、若手業所家等への実践的な海外研修機会の提供をは民間での最近ないました。 ・ はまれる。 ・ はまれる。

日標5	110	_3	<b>^ .</b> 太护	121:	H 속 ct

					T	
O探究・STEAM教育 の充実	- 普通科改革や先進的なグローバル・張黎系教育、産業界と一体となった実践的な教育等を始めたした高等学校改革を選して、地域、高等教育機関、行政機関等と意思した教育高級を展開、外、先進をは国政系教育を行う高等学校を支援し、の信息の者及任権者のは国政系教育を行う高等学校を支援し、の信息の者及任権者、の信息の者を推進する。共に、JSTサイエンスポータルにおけるSTEAM特別を一ジ(GTEAMエンデン・ノスポータルに対しるSTEAM等のプントム)の構築や対話・協働の集等を活用して科学技術コミュニケーションにおけるSTEAM教育機能強化等を図る。	5	1	・ 普通科以外の普通教育を主とする学科を設置又は設置を計画している高等学校教の増加 (再掲)・ (再掲)・ (再掲)・ (場別・ (場別・ ) (場別・	- スーパーサイエンスハイスクール支援事業 - マイスター・ハイスクール事業 - 高校ポータルサイト事業 - 未来共創推進事業	・高度かつ多様なカリキュラム開発を行うことにより、STEAM教育を学べる環境を推進する。 マ神楽階の、複合的な学問分野や新たな学問領域に即した最先端の特色、触力ある学びに、重点的に取り組む学科などの設度を推進することで、普通特以外の普遍教育を主とする子科を設置した設置を計画する高等学校教の指加につなげる。  STEAM教育に関わるカリキュラムや新学科設置の成功事例を模展開することで、全国的な知識を推進してい、スペーサイエンス・パイスケール支援事業において、先進が立場数系教育をパースーペーサイエンス・パイスケール支援事業において、先進が立場を表表で表し、大スペーナイエンス・パイスケール支援事業において、先進のに取組を充実・強化等を図ることができる。 図ることができる。 アクセスできるオンラインブラットフォームの模葉や、日本科学未来館等の対話協働の場等を手に加した観信と、科学技術コミュニケーションにおけるSTEAM教育機能強化等を図ることができる。
〇大学院教育改革	・行政・産業界等とも連携しつつ、「3つの方針」※に基づく学位プログラムとしての大学院教育の確立や、優秀な人材の選挙程と後で着つ返車階級、キャリアパスの多様代等を実現する。 ・核々なセクターで活躍する高度な博士人材を育成するとともに、機関の枠を越えた産業界等と連携した教育プログラムを構築する。 ※3つの方針…卒業認定・学位授与の方針(ディブロマポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)	5	2	・学部入学者数に対する修士入学者数の割合 ・労働の場合 ・修士入学者数に対する修士入学者数の割合 の増加 ・修士入学者数に対する修士入学者数の割合 の増加 ・博士提供修了者を研究開発者採用した企業 のうち、期待を上回った」「ほぼ期待通り」が占 める割合の増加 ・社会で広ぐ活用できる汎用的なスキル(トラン スフラブルスキル)の教育について、身につけ させるスキルと対応するプログラムが実施され ている割合の増加 ・民間企業など教育研究機関以外へのキャリア バス具体化のために企業人を招いた講義や マッチングの場の提供等を実施している割合の増加		・大学院部会における議論や調査研究による現状データの分析を通じ、大学院 教育の改革の方向性を検討し、必要な制度改正や事業の実施によって達成目 構の達成に開射する。 ・各事業を通じて、海外トップ大学や民間企業等の外部機関と連携した教育フロ グラム構築と、ネットー・プロック専研究指導・産学選携・キャリア支援体制の 構築の散組を支援し、達成目標の達成に貢献する。
	博士後期課程学生を含む若手研究者や研究支援人材、女性研究 者など、科学技術・イバーションを担う多様な人材が育成され、活 選できる環境が整備される。	5	3	- 生活費相当額(年間180万円以上)を受給する博士後期課程学生数の増加 ・博士課程等で者の就職率の増加・・博士課程等で著の就職率の増加・・博士課程等に対して企業の回答の方と、別特を上回った」は採期特別・リガにある割合の増加・大・大学における女性情が表の新規採用割合・大学教員のうち、教授等(学長、副学長、教授)に占める女性制合	・博士課程学生の処遇向上と研究環境確保 ・卓越研究員事業 ・世界で活躍できる研究者戦略育成事業 ・グイバーシティが究環境実現イニンアティブ ・データ関連人材育成プログラム ・リサーチ・アドミニストレーター等のマネジメント人材 1. 係る質保証制度の実施	・「博士後期課程学生の拠高向上と研究環境確保」により生活費相当額を受給する博士職界学生を物助させるとともに、博士課程学生へのキャリアパス支援を行い、博士課程等「者の就順車を向上させ、産業界による理工業博士与取得の採用者を増加させる。「中国では一大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大
〇高等専門学校の高 度化	社会的要請が高い分野における実践的・創造的技術者の養成	5	4	半導体教育等の社会的要請が高い分野における教育カリキュラムの導入学校数の増加	独立行政法人国立高等專門学校機構運営費交付金	国立高等専門学校の運営に必要な経費を確保することで、半導体教育等の社会的要請が高い分野における教育カリキュラムの導入に取り組む国立高等専門学校の財源を支援し、実践的・創造的技術者の養成を図る。
〇大学・専門学校等に おける専門人材育成	・これからの時代に求められる成長産業や地域産業を担う専門職業人を育成・医療人材養成の中核的機関である大学・附属病院における高度先進医療や地域医療などの課題や社会的ニーズを踏まえた教育研究機合等の形成を支援し、質の高い医療人材の養成機能を強化する。	5	5	・専門職大学、専門職大学院の修了者数の増加・専門職大学、専門職大学院で提供される教育プログラム数の増加・自治体や産業等と連携し社会や地域のニーズに対応できる医療人材の養成に取り組む大学の割合の増加	・実態調査の実施及び当該調査結果を基に、専門 職力・音及・長期会の開催やパンプレットの作成等の広報活動 を実施 ・売明会の開催やパンプレットの作成等の広報活動 を実施 ・売和ら年度先導的大学改革推進委託事業における 「専門職大学院における(カル)レト教育・リスキリング の現状・経路に関する調査研究の実施及び当該調 査結果の周知・音及 ・質の高い臨失す。 第一次といるといるでは保事業 ・ポストコロナ時代の医療人材養成患点形成事業 ・先進的医療イノベーション人材養成事業	・達成手段に記載した大学医学部、大学病院に関する各事業において、大学・
〇理工系分野をはじ めとした人材育成及び 女性の活躍推進	① 理工系分野をはじめとした人材育成 ・高等教育機関において、理工系分野、特にデジタル・グリーンを はじめとする成長分野をけん引する高度人材の育成に向けた取組 を推進する。 ② 女性の活躍推進 ・ 電報報酬において、理工系等の分野における女子学生等の 活躍推進を図る取組を進める。 ・ 女子中高生の型工系分野への興味・関心を高め、適切に理系進 路を選択することを可能とする。	5	6	(①について) ・自然科学(理系)分野を専攻する学生の割合 の地加 (②について) ・大学の理工系の学生に占める女性の割合の 地加	・大学・高専機能強化支援事業等 ・法令に基づく適切な情報開示について周知 ・大学/史舎遺技実施要項 ・教学マネジント指針(追補) ・大学/史舎遺技の実態の把握及び分析等に関する調査研究 ・大学/史舎遺技におけら好事例遺定委員会 ・力度共同修学支援プログラム(大学と民間企業等 が遺携して、修学や卒業後の活躍機会の確保の支援を目的として行う取組を、大学の体制整備支援を適じて促進) ・女子中高生の理系進路選択支援プログラム	(①について) ・大学・高等におけるデジタル・グリーン等の成長分野の学部転換等を進めることにより、東三鹿等の学生総合の増加に貢献。 (②について) ・遠原子段に記載した取組を進めることにより、大学の理工系の学生に占める女性の割合の増加が図られ、理工系等の分野における女子学生等の活躍推進に貢献する。 ・女子中高生の理系進路選択支援プログラムにおいて、大学等によるロールモデルの提示やシンポジウム開催等の取組を支援することにより、女子中高生の理工系分野への興味・関心を高める。
〇優れた才能・個性を 伸ばす教育の推進	- 突出した意欲・能力を有する児童生徒の能力を伸長する機会を充実させる。 ・大学入学者選抜において、多様な能力が評価される仕組みの拡大を推進する。	5	7	・科学コンテストの応募者数の増加 ・大学入学者選抜における多様な能力が評価 される仕組みの拡大	・次世代科学技術チャレンジブログラム ・科学技術コンテストの推進 ・大学人学者選抜実施要項 ・教学マネジンド計計は最初 ・大学人学者選抜の実態の把握及び分析等に関す る調査研究 ・大学人学者選抜における好事例選定委員会	・次世代科学技術チャレンジブログラムにおいて、理教分野で卓越した才能を持つ児童生徒の能力の更なる仲長を図るブログラムの開発・実施に取り組む大学等の活動を支援することで、卓越した才能を持つ児童生徒の能力を大きく伸ばすことができる。 ・科学技術コンテストの推進により、国内外の生徒が理数分野で切磋琢磨し能力を伸奏する場を提供できる。 ・実施夏項や教学マネジント計論付追補、好事例集の周知により、多様な能力が評価される性限の拡大を推進する。 (実態を把握した上で、他大学の概範となる好事例を選定し公表する。また、協議すべき難選「ついては、選技協議会において議論した上で、失変悪変項に反映し、各大学に周知する。)
〇起業家教育(アント レプレナーシップ教育) の推進	・支援プログラムを通じた小中高生を対象とした起業家教育の受講 者数を2027年度までに1万人を目標とする。 ・2028年度までに1年間5万人の受講が行われるよう、全国の大学生 にアントレプレナーシップ教育を行う。	5	8	全国の大学や、高校等における起業家教育(アントレブレナーシップ教育)の受講者数の増加	-EDGE-PRIME Initiative -全国アントレブレナーシップ醸成促進事業	アントレブレナーシップ教育の効果を測定し、好事例を全国の大学に展開すると とや、小中高生へのアントレブレナーシップ教育提供を支援することによって、全 国の大学等や高校等におけるアントレブレナーシップ教育の受講者の増加に繋 がる。
〇大学の共創拠点化	より多くの国立大学法人等において、地域、産業界等多様なステークホルダーが共に共創することができる拠点(イ/ベーション・コモンズ)が整備されることにより、共創活動がさらに推進される。	5	9	施設整備をきっかけに共創プロジェクトを開始 した・拡大した大学等の数	- 国立大学法人等施設整備費(文教施設費) - 国立大学法人等惠務経費 - 国立大学法人等事務経費 - 国立大学法人等原整整備に関する検討会 - 国立大学法人等の施設整備の推進に関する調査 研究協力者会議	・「国立大学法人等施設整備に関する検討会」及び「国立大学法人等の施設整備の推進に関する調査研究協力者会議」等において、国立大学等における未創機点(イバーション・コモンズ)の在リ方や方針、事例等を各大学等に提示し、各大学等が本規可ジェントを開始する。・その上で、各大学等が施設整備を行う際、「国立大学法人等施設整備費(文教施設費)注通じて財政支援を行い、各種整備がなされ、共創プロジェクト・活動が推進される。

## 目標6 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成

○子供の意見表明	身近な課題を子供たちで関与・解決する経験を通じて、子どもの主 体性を育む。	6	- 1	国・地方公共団体の教育振興基本計画策定に おける子供の意見の聴取・反映の状況(目標1 6の測定指標の一部)	学校や教育委員会等の先導的な取組事例の周知	先導事例の積展開をすることによって、他の自治体でも取組が広がることが第 特でき、課題解決を経験したことがある子供の数が増え、また好事例の周知に より各自治体における取組の質が向上し、子供の主体性の育成が一層期待さ れる。
〇主権者教育の推進	平和で民主的な国家・社会の形成に主体的に参画する主権者として、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担力とかできる力を発達の段階等に応じて多十付させるため、地域課題に関する学習、程限や財政の学習、法に関する学者をどっして、既解点者が連携し、小・一条等学校等における学習指導要領に基づく指導の充実、大学等における周知容券などの取組を推進するとともに、学校・家庭・地域の連携による取組の充実を図る。	6		・地域や社会をよくするために何かしてみたいと 思う児童生徒の割合の増加 ・個や地域の政治や選挙について関心がある 青少年の割合の増加 ・高等学校等における主権者教育の実施状況	・主体的な社会参画の力を育む指導の充実 ・大学等に対して、学生等への啓発活動の充実等に ついて周知	発達段階に応じた指導の充実や周知啓発を図り、よりよい社会の実現を視野 国家・社会の形成に主体的に参加しようとする力などを育み、目標達成に質慮 する。
〇持続可能な開発の ための教育(ESD)の 推進	表が国がESDの推進拠点として位置付けているコネスコスケール 加盟校のレビューを適じて、各加盟校の活動の質の担保を図ると ともにユネスコスケール間のネットワーク強化、ESDの推進を図る。	6	3	対象校のうちユネスコスクール定期レビュー研修会に参加し、他校の活動事例を学んだり、ユネスコスクール間のネットワーク形成に資する活動を実施した学校の割合	ユネスコ未来共創プラットフォーム事業	5年間で全ての加盟校がレビューを受けられるよう、ユネスコスケール定期レビューを確実に実施し、各加盟校の活動の質の担保を図るとともにユネスコックール間のネットワーク強化、ESDの推進を図る。
〇男女共同参画の推 進	学校教育分野における女性の参画を推進し、初任者研修(校内研修: 校外研修)で「男女共同参画」をテーマに取り上げる割合を90%とする。	6	4		女性の多様なチャレンジに答り添う学びと社会参画 支援事業	本事業では、学校分野における女性の採用・登用をテーマとする全国フォーラを開催し、各地域が始える課題の共者、好事例やロールモデル等の提供を選て、女性の採用・登用に関する理解促進を図ることとしているため、事業参加の女性参画の重要性への理解度が高まるととして、校内・投外研修での当該・アーマでの実施を定う場合かけを行っことにより、学校教育分野に対ける財債・役内研修・投外研修)で「男女共同参画」をテーマに取り上げる割合の均加につながる。
○消費者教育の推進	国民一人一人が自立した消費者として健全な消費生活を送ること ができるようになるため、「特核可能な地域社会の実現に向けた消 資者教育及び環境教育推進事業」における様な双観を実施し、 令和6年度の測定指揮の調査における取組の割合をそれぞれ 60%まで、令和9年度の調査における取組の割合を70%まで増加 させる。	6		・教育委員会において、現在、重点的に行って いる取組として「学校における消費者教育の充 実/を挙げている制合 ・大学等における消費者教育関連(消費者問題 に関する密発・情報提供以外)の取組の割合	持続可能な地域社会の実現に向けた消費者教育及 び環境教育推進事業	消費者教育フェスタや、成年年齢引き下げを踏まえた効果的な消費者教育実 モデル構築等の実施により好事例を構築、機関し、各数官委員会や大学によ る消費者教育の推進を従すことで、目標達成に貢献する。
〇環境教育の推進	・学習指導要領の趣旨を踏まえ環境教育の充実を図る ・・児童生徒が生命の有限性や自然の大切さなどを実態しながら理 解することができるよう。自然体験や最山漁村体験などの体験活 ・地域等においても環境保全についての理解を深めるとせられ ・地域等においても環境保全についての理解を深めるとせる。 ・一般大力を指する。 ・一般大力を指する。 ・一般大力を表現した。現場の が放設で、現場大社会の実現「向けた整線の健康など図るため、より多くの学 校施設で、環境負荷の低減や自然との共生等予度値と、環境教育の 育の教材として活用できる学校施設(エコスタール)が整備される。	6	6	- 「教職員等環境教育・学習推進リーダー養成研修」の参加人数の増加 研修」の参加人数の増加 - 児童生徒の健全育成を目的として宿泊を伴う 体験活動を実施する学校の増加 - 公的機関や民間団体の付う自然体験活動 に関する行事が加して育かでの割合の増加 (再格) - 「エコスシール・プラス」に認定された公立学校 施設の始加	・「教職員等環境教育・学習推進リーダー養成研修」の用知の用物 企業育成のための体験活動推進事業 ・体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト [再掲] ・(独国立青少年教育振見機構運営費交付金[再 掲] ・公立学以施設整備費 ・「エコスタール・プラス」 ・学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議	・教職員等が「飲職員等環境教育・学習推進リーダー養成研修」によって環境 育への取組を推進する。 ・自然体験活動や最大機大体的などので治体験活動等を実施することによっ ・日本の地域の有色や環境保全等に対する環解を深めることができること ・、環境を図を図出て裏材を、1 異形を広め、自然や文化などに観えたこ ・、環境を図と選上では、2 異化を広め、1 また。 1
<ul><li>○災害復興教育の推進</li></ul>	-	6	7	_	_	-

まな教育ニーズへの対応と	社会的包摂					
〇特別支援教育の推 進	・全ての学校に在籍する障害のある幼児児童生徒が一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を受けられるようにする。 ・より多くの学校施設で、パプアリー化が実現されると共に、特別支援学校の変生足の解消が進められ、児童生徒等にとって安全・安心な環境が整備される。	7	1	・幼・小・中・高等学校等において個別の指導計画・個別の教育支援計画の作品を必要とする 児童等のうち、実際1-作成されている児童等の ・小・中・高等学校等において通縁による指導を 受けている児童生徒数の増加・・小・中・高等学校等において通縁による指導を サインな児童生徒数の増加・・ハ・中・高等学校等に採用後、おおむね10年 目までの期間内において、特別支援学級の教 節や、特別支援学校の教師を複数年経験した 教師の割合の増加・ ・公立中の学校施設のパリアフリー化実施率の 向上・・公立特別支援学校における教室不足数の滅 少	担う教師の養成の在り方等に関する検討会議 報告 心、令和5年3月にとりまとめられた「通常の学報 在籍する障害のかる児童生徒への支援の在り方に 関切する検討会議報告」で示された具体的方向性の 周知やフォローアップ ・公立字校施設整備費 ・学校施設整備費	特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議」報告においては、 ・全ての新規採用教員がおおされ10年目までの期間内において、特別支援学級の教師・特別支援学級の教師・特別支援学級の教師・特別支援学級の教師・特別支援教育支援員等の経験について、採用選考において考慮することといった場体が入向性が売されており、「通常の学線」で在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討・金護報告によいては、「児童生徒の実態を適切に把握し、必要な支援を組織的に行うための校内支援体制の完整・自らの学校で受けられる通級による指導の促進・特別支援学校からの小中学校等への支援の元実・特別支援学校からの小中学校等への支援の元実・特別支援学校からの小中学校等への支援の元実・特別支援学校と小中高校のいずれかが連携した一体的な取組を行う自治体へ支援といった具体的な方向性が示されている。こうした方所性の周知やフォローアンでによって、障害のある子供と障害のない不供が可能な優別共に過ごすための条件を構合、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を開きで取り組むことが可能となる。(?) 学校施設整備計算等において学校施設を確かとなる。(?) 学校施設整備計算等において学校施設を建会、「企業学校施設整備書」を通じて財政支援を行うことで、パリアフリー化や特別支援学校の教室不足の解消など、各種整備が推進される。
〇不登校児童生徒へ の支援の推進	いじめ対策・不登校支援等総合推進事業を実施し、多様な相談・支援体制を構築することにより、学校内外で専門機関等の相談・指導 等を受けていない不登校児童生徒の割合の減少を目指す。また、不登校特例校の設置準備に関する支援を行い、全都道府県・ 政令指定都市への設置を目指す。	7	2	・学校内外で専門機関等の相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数の割倉の減少 ・不登校特殊がの設置数の増加に年後目標値:全都道府県・指定都市への設置)	不登校等の早期把握・早期対応・砂育相談体制の 整備など、困難を抱える児童生徒に対し、オンライン も活用しながら、学校や地域において福祉部局等と 連携した近域的な支援体制の構業するとともに、 不登校特例校の設置準備に関する支援を行うため、 いじめ対策・不登校支援等総合推進事業を実施す る。	いじめ対策・不登校支援等総合推進事業(補助金事業)の実施により、自治体に おける不登校対策のための支援体制の構築や不登校特例校の設置が促進され、指導・支援を受けられていない不登校児童生徒数の割合の減少に質する。
〇ヤングケアラーの支援	スクールソーシャルワーカーによるヤングケアラーに係る課題を抱えた児童生徒への支援において、課題が解決したり、状況が好転したりするなど、適切な支援に繋げることができている児童生徒の割合の増加を図る。	7	3	スクールソーシャルワーカーに係る実態調査に おける、ヤングケアラーに係る課題について継 統的に支援した児童生徒のうち、課題が解決し たり、状況が解析したりするなど、適切な支援 に繋げることができているものの割合	ヤングケアラー等、様々な課題を抱える児童生徒の 早期発見、早期支援に向けた相談体制を充実させ るため、いじめ対策・不登校支援等総合推進事業を 実施する。	いじめ対策・不登校支援等総合推進事業の実施により、スクールノーシャル ワーカーによる児童生徒への支援を充実させることで、児童生徒が抱えるヤン グケアラー等の課題の解決や状況の好転につなげることができる。
〇子供の貧困対策	幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育支援により、全て の子供たらが家庭の経済状況にかかわらず質の高い教育を受け られる社会を実現。	7	4	・生活保護世帯の高等学校等進学率の増加 ・生活保護世帯の高等学校等中退率の低下 ・生活保護世帯の大学等進学率の増加	- 教育素の負担軽減 - 学校における指導・相談体制の充実 - 地域の教育資源の活用	貧困世帯における教育費の負担軽減により、希望する学校への進学や質の高い教育を受けられる社会の実現に繋がる。また、学校における指導・相談休制の充実や地域の教育資源の活用により、貧困問題の早期発見や福祉・就労との組織的な連携、貧困の連鎖を断ち切ることに繋がる。
〇高校中退者等に対 する支援	・住民指導、キャリア教育・道路指導、教育相談が連携し、小・中学 投段階も含め、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる等 実・能力の育成を図ることにより、中途選字を実施なくれる状態を 未然に防ぎ、高校生等の中途選学率の改善を図る。 「高校中退者等が高校卒業程度の学力を身に付け、数階や進学に 現ける機会の光を図るため、最校中退告等への学習支援や就 職支援等を希望するの程度の自治体を固として支援する。	7	5	- 高校生等の中途退学率の改善 ・「地域における学びを通じたステップアップ支 接促進事業」における補助対象数(自治体数)	- SC-SSWの配置拡充など、課題を抱える生徒に対する学校における相談体制の充実、地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業の実施、高校等で学び直考に対する体学支援の実施・地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業(学校を核とした地域力強化ブラン)	-SC-SSWの配置拡充など、課題を抱える生徒に対する学校における相談体制の充実、地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業の実施、高校等で学び海マ派市により、児童生体が協み等を抱えたまま、中途選学を構成される状況を未然に防ぐことにつながる。 高校中退者等を対象に、高校卒業程度の学習支援・学習相談等を実施する自治体を補助し、その成果の普及啓発を図ることで取組の模展開が進む。
〇海外で学ぶ日本人・ 日本で学ぶ外国人等 への教育の推進	- 在留邦人の子供の教育の機会確保のため、国内同等の学びを保 障できるよう、「小立学校義務教育諸学校の学級構成及び教職員 定教の標準に関する法律」に率じた教師配置を実現する。 - きめ組かな支援事業の取組及更か全国に普及し、多くの自治体 できめ細かな指導が提供される。	7	6	- 義務標準法に基づき算出した教職員定数に 比した派遣教師数の割合。 ・全国の小・中学校で「特別の教育課程」の編成・実施による日本語指導等を受ける児童生 健敬増加	- 在外教育施設教員派遣事業等 - 外国 / 児童生徒等への教育の充実(帰国・外国人 児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)	- 国内に比して教育環境が十分ではない在外教育施設において、教師の果たす 役割は基めて大きいため、国内の教師を派遣し、充足率を100%に近づけること で、国内同等の学びの保険につなげる。 日本語指導網報等等の外部人が配置等が増え、日本語指導が必要な児童 生徒へのきめ細かな指導が可能となる。
○特異な才能のある 児童生徒に対する指導・支援	特異な才能のある児童生徒に対するきめ細かな指導・支援のため の環境づくりに総合的に取り組むことで、教養員等の当該児童生徒に対する理解を深め、個別最適な学びと協働的な学にの一体的 な充実の一選として、子供たち一人一人にあった授業や学級経営 が行われることを目指す。	7	7	・特定分野に特異な才能のある児童生徒への 支援の推進事業における、実践事例の蓄積・ 公表件数・ ・研修バッケージの開発件数、及び特異な才能 のある児童生徒の指導・支援にかかわるフロ グラム・イベント等の情観の素勢件数 ・文郎科学名中に「複数する特定分野に特異な 才能のある児童生徒の指導・支援に関する所 移動画の再生回数の増加 ・全国学力・学哲状ス間蓋(小学校)質問紙調 者における「授業は、自分にあった考え方、教 材、学習時配とになっていたという聞いに対 して「当てはまる」と回答した制合	特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の 推進事業	特異な才能のある児童生徒の理解のための周知・研修の促進、多様な学びの場の充実、特性等を把握する際のサポート、学校外の機関にアクセスできるようにするための情報素約・提供及び実証研究を通じた実践事例の書積等の実施により、当該児童生後も含めた子どもたち一人一人にあった教育活動の展開につながる。
〇大学等における学 生支援	各大学等における障害のある学生への支援体制の充実を図るとと もに、先進的な取組や知見を持つ複数の大学等が連携するブラットンテーム形象をよる、大学間の選供や大学等と関係機関との 連携等の支援を通じて、各大学等における障害のある学生の修 学、就職支援を所促進させれることで、高等教育へのアクセスを希 望する障害のある学生がその意欲と能力に応じて大学等で学べる 機会の確保を目指す。	7	8	- 障害学生支援に関する他大学等との連携実施校数の増加 - 障害学生支援に関する学外機関との連携実施校数の増加 - 障害のある学生の大学・短期大学・高等専門 学校への志願者数の増加	障害のある学生の修学·就職支援促進事業	当該事業により、障害のある学生の支援について先進的な取組や知見を持つ複数の大学を対象に、大学等が連携するブラットフォーム形成を支援し、各大学等の障害学生の支援の充実を図ることで、達成目標の達成に貢献する。
〇夜間中学の設置・充 実	存間中学は、最務教育未修了者に加え、外国籍の書、入学希望版 存着、不動於とかている学師生徒等の多株で往後を別予人れる 重要な役割を担っていることから、全ての都道府景・指定都市に夜 間中学が少なくとも1つ設置されるよう、補助事業等を通じて自治 体の支援を行う。	7	g	夜間中学の設置数の増加	夜間中学の設置促進・充実事業	補助事業等を活用することで、各地域の実情に応じて多様なニーズの把握等、 夜間中学の設置に向けた具体的な取組が進むと考えられる。
○高等学校定時制課程・通信制課程の質の 確保・向上	関係機関や地域社会等との連携による様々な学習機会の設定等、生徒の多様な学習ニーズにきめ細かく対応していくための支援等による、連信制鉄程の質の雑様・向上	7	10	・多様な生後に応じた学習プログラムモデルの 実証研究を ・適信報高校の管理運営や教育内容に係る点 検調査を行い改善が報告された件数	- 高等学校における教育の賢確保・多様性への対応 に関する調査研究(多様性に応じた新時代の学びの 元美之襲等製) 元美之戦等制 に関する副立研究(多様性への対応 に関する副立研究(広域通信新高校における教育 の質確保のための所執行による指導監督の在り方 に関する副立研究年業)	・多様な生徒に応じた学習プログラムモデルの創出・普及により、当該モデルを 参考にした各学校の取組の質向上が図られる。 ・通信制高校について、管理運営や教育内容を点検し指摘・改善を促すことにより、不適切な事業が解消され質が向上する。
○高等専修学校にお ける教育の推進	多様な生徒の受け入れという役割を担っている高等事係学校の認 知度向上を図るべく、広報サイド「井知る専」を中心とした各種広報 媒体を通して、高等専修学校に関するエンテンツを一年度かたり4 コンテンツ以上を属で3ヶ月に一度でする。また発信したコンテンツ へのアクセス数の確保を目指す。	7	11	・広報サイド#知る専」を中心とした各種広報 媒体を通して発信した、高等専修学校に関する コンテンツ数 ・発信したコンテンツへのアクセス数	専修学校と地域の連携深化による職業教育魅力発 信力強化事業	専修学校と地域の連携深化による職業教育魅力発信力強化事業では、専修学校の魅力を世に発信するため、広報サイト「非知る専」等の運奮を行っており、事業においては日々事修学校に関するコンテンツの創出や情報発信に取り組んでいることから、高等専修学校のコンテンツ発信数やアクセス数の増加につながる。
〇日本語教育の充実	国内に居住する外国人が日常生活に必要な日本語能力を身に付けるための環境が完美し、円滞な社会生活を送ることができるようになる。	7	12	①在留外国人数に占める日本語教育実施機関・施設等における日本語を習者数の割合の増加 2日本語教師養成・研修実施機関・施設等における日本語教師養成・研修課庭の受済者数 3数括コーディネーター地球日本語教育コーディネーター等を設置したことにより、市町村等が日本語について相談しやすい体制ができたと回答した割合		外国人等に対する日本語教育の推進による。日本語教育の全国展開・学習機会の確保、日本語教育の質の向上等を通して、日本語教育の理想整備を計画的に推進し、国内に居住する外国人の中で日本語学習者が増えることで、円滑な社会生活を送ることができるようになる。
○教育相談体制の整 備	スクールカウンセラー及びスクールノーシャルワーカー等の配置を 充実させ、いじめの認知件数に占める、いじめの軽潔しているもの の割合や不登校児童生徒数に占める、学校内外の機関等で相談・ 指導等を受けたものの割合の増加を図る。	7	13	・いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合 でいるものの割合 ・不登校児童生徒数に占める、学校内外の機 関等で相談・指導等を受けたものの割合の増 加	いじめ対策・不登校支援等総合推進事業を実施し、 スクールカウンセラー及びスクールソーンヤルワー カー等の配置充実を図るほか、電話やSNS等を活 用した相談体制の整備を図る。	いじめ対策・不登校支援等総合推進事業の実施により、教育相談体制を充実させることで、いじめや不登校等、生徒指導上の諸課題への適切な対処等につなげることができる。
○障害者の生涯学習 の推進	博書者の生涯にわたる学び(学習・文化装術・スポーツ等)の機会 の充実に向けて、学校卒業後における障害者の学びに関する支援 推進事業を実施し、生涯学習の機会があると回答する障害者の割 含を99%まで増加させる。 が遊太学において、放送番組(テレビ・ラジオ)への字幕の付与や 点字試験問題の作成など障害者のための学習支援策を引き続き 実施する。 ・放送大学において、対公番組(テレビ・ラジオ)への字幕の付与や 点字試験問題の作成など障害者のための学習支援策を引き続き 実施する。 ・放送大学において、対金的包括の親点から、障害者等やその支 提着を分解に、高等教育機関による遠隔教育での生涯学習支援 につながる新たな取組等を実現する。	7	14	・学校卒後に学習やスポーツ・文化等の活動の 機会があると回答する課書者の割合の増加 ・放送番組の字幕付与等の学言支援策の数 ・機害者等への生涯学習支援の新たな学習コ ンテンソ等の制作数	- 学校卒業後における障害者の学びに関する支援推進事業 ・放送大学学園補助	本事業において、即求研究、実践研究及び普及・啓参活動等を実施することで、自治体における支援体制の整備。多様な担い手による学習プログラムの開発・同選者の生産学習、の思報等が促進され、障害者の生涯にわたる学び(学 下文化表解・パー学の機会が充実する。 ・放送大学学園が行う放送大学の設置・運営、放送、その他開始する業務に要する経費に対して補助することで、学習支援策の実施や新たな取組等の実現につながる。
〇障害者の文化芸術 活動の推進	障害者が地域において鑑賞、制造、発表等の多様な文化芸術活動に参加することができる環境を整備(全ての都道府県において 障害者による文化芸術活動の推進に関する計画等を策定)	7	15	- 障害者を対象とした取組を実施した文化施設 の割合の増加 - 障害者による文化芸術活動の推進に関する 計画等を策定した地方公共団体の割合の増加	・障害者による文化芸術活動の推進に関する基本 的な計画(第2期) ・障害者等による文化芸術活動推進事業	「除事者による文化基明活動の推進に関する基本的な計画(第2期)」や「文化基 精推進基本計画(第2期)」に基づ体原策を配として第実に推進するため、文化基 新開進基本計画(第2期)」に基づ体原策を配として第実に推進するため、文化基 開団体等が実施する原書等等による文化業物の経費や創造機をの拡大、発表 機会の確保に係る未認的。銀行的な取組を支援するとともに、地方自治体にお けら、障害者文化業務推進基と参謀まえた地域計画に基づく障害者等による文化 芸術活動の推進を図るための事業等を支援する。

円押0 仕海崎パ 汗頭でよる環境数	

_						
〇大学等と産業界の 連携等によるリカレント教育の充実	・産業界のニーズに対応したプログラムを提供できる大学等の体制整備に向けて、企業等の人材育成ニーズを設まえたプログラムを新たに100以上開発・実施するとともに、産学官会の対話・連携を野びながら地域におけるが力と、公舎の国際はないを観点とおけるが、大学等における実施・専門的教育の実施を促進するため、「職業実践力育成プログラム(全国にの場底的止敗設置する。加えて、大学等における実践的・専門的教育の実施を促進するため、「職業実践力育成プログラム(回りの積極的周知を図り、設定課程数を500課程以上に増加する。 「特等学校においても産業界と連携した実践的なりカレント教育の元実を図るべ、(1年サリア形成促進プログラム(1※)を促進する。 火変間学科などは会人が受講しやすい工夫等がなされている事等学校の課程等、夜間や短期開講及び教育訓練給付金の活用等の学校の課程等、夜間や短期開講及び教育訓練給付金の活用等の学校の課程等、夜間や短れる人の大学を大会をサリア形成を図る課程について以来の対象でありませ、大会の影響を対象にある。	8	1	- 「成長分野における即戦力人村輩出に向けた リカレント教育崔進事業」において開発されたプ ログラムの受講者教 ・「地域一一ズに応る産学官連携を通じたリカ レント教育ブラルフォーム構築支援事業」にお ける採収機関の増加 ・職業業建为育成プログラム(BP)の認定設 数の増加 ・職業業建時門課程の認定校数の増加 ・「キャリア形成促進プログラム」の認定数の増加 ・「キャリア形成促進プログラム」の認定数の増加 ・「キャリア形成促進プログラム」の認定数の増 が、専門職大学院における社会人学生数 ・・計務時間に配慮した入試を実施する専門職大 学院の割合	・地域ニーズに応える産学官連携を通じたリカレント教育ブラットラーム構築支援事業 ・大学等向け説明会の実施や、パンフルット等を活用 した、BPに関する積極的開出、は報活動 ・海体学状の質の保証・向上に関する研査研究協力 者会議において、「職業実践専門課程の認定校数の 増加に質する議論を蓄議。 ・「職業実践専門課程を通じ、事修学校の質保証・ 同上の推進・学、実認調査の実施及び当該調査結果を基に、専門 職大学院の登録情報を掲載・書表 ・規制をの開催等の広報活動を実施 ・彩印写成をの開催等の広報活動を実施	・産業界のニーズを踏まえたリカレント教育プログラムを開発・実施する大学等を 支援し、その取組成果の普及啓発を図ることで機展開が進み、プログラム教の 増加に繋がる。 ・地域の人材ニーズに対応するリカレント教育を継続的に実施するための産学 音金の対話・連携の場を形成する自治体等の取組を支援し、その取組成果の産 及啓発を図ることで機展開が進み、プラットフォーム拠点数の増加に繋がる。 ・19日窓た戦度の整知度山とか起変のメリットを周知することで、大学等の申請に 対するモチベーションを高め、申請数・認定数の増加に繋がる。 ・オーリア形成の進プログラム経営の財のシステンリットを周知することで、社会人の職業能力向上への重要性と申請に関するモチベーションを高め、申請数 認定数の増加に繋がる。 ・遠底井段に記載した取組の実施により、社会人やその動め先の企業等における専門職大学院とりカレント教育のと扱わり来にあり、現の事態などのである。専門職大学院と企業等の双方からリカレント教育が推進される機運の確成を図る。
○働きながら学べる環 境整備	・オンラインの活用や夜間・週末開講など、社会人が学びやすい工夫を施したプログラムの実施を促進するため、社会人の受講しやすさにも配慮した大学等の実践的・専門的プログラムを支配料学大臣が設定する際職業実践内育成プログラム(1909) 列目の時程的周期を図り、認定課程数を500時程以上に増加する。また、新たに社会人向けに開発さらいても産業を連携した実践的なリカレント教育の充実を図るペペ、「キャリア形成促進プログラム(1%) そ促進する。 が選えずら、が選えずら、おしまり、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、	8	2	・職業実践カ育成プログラム(BP)の認定課程 ・成長分野における即戦カ人村室出に向けた リカレント教育推進事業」において開発されるプログラムのうと、社会人が受講しやすい工夫を 実施するプログラム教 はキャリア制を促進プログラム」の認定数の増加(前年上増)[再掲] が滅法学におけるオンライン授業数・インター ネット配信公開講座教及び各大学・大学院、企 業、行政等との連携によるプログラムの提供数	・大学等向け説明会の実施や、バンフレット等を活用した。BPに関する積極的関型・広報活動[再掲] ・成長分野における開戦カ人材輩出に向けたリカレン教育推進事業[再掲] ・海体学校の質の保証・向上に関する調査研究協力 者会議[再掲] ・1職業実践専門課程を通じた専体学校の質保証・ 向上の推進・事業[再掲] ・放送大学学園補助	・BP認定制度の認知度向上や認定のメリットを周知することで、大学等の申請に対するモチベーションを高め、申請数・認定数の増加に繋がです。 ・リカレント教育プログラムを制に開発する大学等の支援の中で、プログラム 設計段間からの件走支援や過去の工夫事例の共有等を行うことで、社会人の 受講しや打・選球整備を促進プログラム認定制がリットを周知することで、社会人の 職業能力制とへの重要性と申請に関するモチベーションを高め、申請数 が起えた学生の増加に繋がる。 ・技法大学の設定・選が「お述え学を関係が行う放送大学の設置・運営、放送、その他財施する業務に要 する経費に対して補助することで、オンライン授業やインターネット配信講座、ブログラム提供の充実につながる。
〇リカレント教育のた めの経済支援・情報提 供	社会人がリカレント教育プログラムを受講する際の経済的負担を 経滅するため、教育訓練給付対象の職業実践力育成プログラム (6P) 数を増加する。また、リカレン教育プログラムに関する情報 収集を行いやすい環境を整備するため、社会人の学むを応援する ボータルサイト「マナバス」における掲載講座数を増加する。	8	3	・教育訓練給付の対象となる職業実践力育成 プログラム(BP)数 ・社会人の学じを応援するポータルサイト「マナ パス」への掲載講座数	・大学等向け説明会における教育訓練給付制度の 周知 ・BP認定と教育訓練給付対象講座の申請手続きと の連携に関する原労省との終討・ ・社会人の学びの情報アクセス改善に向けた実践研究	・大学等へ教育訓練給付制度の周知を行うことで教育訓練給付制度の認知度 向上を図るとそれに、即認定と教育訓練給付講座の申請手続きの連携を進め、 開制度に係る手続きの負担建築を図ることで、日野配定と併せて教育訓練給付 度を活用するモチベーションを高め教育訓練給付対象の職業実践方育成プログ ラム(日)教の知に繋げる。 ・大学等に対して「マナバス)の周知を行うことで講座秘数の増加に繋げると もに、コンテンの充実化や機能性の改善により、社会人の学び直にに対する意 彼の喚起や「マナバス」のの一ザ一数増加を図り、民間企業等の「マナバス」の 認知度向上や講座掲載へのモチベーション向上に繋げる。
○現代的・社会的な課題に対応した学習等 の推進	・学校教育分野における女性の参画を推進し、初任者研修(校内研修・校外研修)で「男女共同参画」をテーマに取り上げる割合を90%とする。[再掲] ・各学校で、学校の特色を生かした安全教育の目標や指導の重点を設定し、教育課程を編成。実施していくために、学校安全総合支援事業を実施し、安全教育を実施している学校の割合を増加させる。 ・消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持つて行動できる消費者を育成するため、「持続同能な地域社会の実現」の対けた消費者教育及び環境教育機画事業」における核域の観念を表化しいます。 余和6年度の測定指標の調査上おける敬報の割合をそれも100%まで、令和9年度の測置における敬報の割合を不も100%まで、令和9年度の測置における敬報の割合を不も100%まで、令和9年度の測置における敬報の割合を70%まで増加させる。	8	4	・・小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における初任者研修(校内研修・校外研修)で「男女共同参画」をテーマに取り上げる割合の増加「再想」・学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査における安全教育を実施している学校の割合の増加・・教育委員会において、現在、重点的に行っている取組として「学校における消費者教育の充実上等が「たいる情俗[再報]・大学等における消費者問題に関する答発・情報提供以外)の取組の割合[再報]	・女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画 支援事業[再掲] ・学校安全総合支援事業 ・持続可能な地域社会の実現に向けた消費者教育 及び環境教育推進事業[再掲]	本事業では、学校分野における女性の採用・登用をテーマとする全国フォーラムを開催し、名地域が抱える課題の共有、好事例やロールモデル等の提供を通い、女性の採用・登開に関する理解促進の最こととしている。事業参加者の大性の採用・登開に関する理解促進の高さととして、故内・投外補管での当該ケーマの実施を促す働きかけを行うことにより、学校教育分野における初任者研修(次内研修が分研修)で「男女共同参画」をテーマに取り上げる割合の増加につながる。[再掲]・学校の特色を生かした安全教育の目標や指導の重点を設定し教育課程を編集実施でよことを進進することにより、効果的な安全教育を実施している学校の割合を増加させることに実がる。 「消費者教育フェスタや、成年年齢引き下げを誘まえた効果的な消費者教育を実施している学校の指令情楽、展開し、各教育委員会や大学における。「再掲]
〇女性活躍に向けたリ カレント教育の推進	女性の多様なチャレンジを支援するモデル構築の事業等を実施 し、事業の受講者のうち80%以上から「キャリアアップに役に立つ」 との評価を得る	8	5	「キャリアアップに役に立つ」と回答した受講者 の割合の増加	女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画 支援事業	本事業では、キャリアアップ・キャリアチェンジ等に向けた意識離成・情報提供、 相談体制の整備、学習プログラムの設計等を総合的に支援するモデルを構築 するものであり、プログラムの有効性を高めることを目的としているため、事業実 駆により、「キャリアアップに役に立つ」と回答した受講者の割合の増加につなが ることが見込まれる。
〇高齢者の生涯学習 の推進	高齢者が生涯を通じて学び、地域に参画し豊かな知識・技術・経験を活かせる環境を整備する。	8	6	学習・自己啓発・訓練(学業以外)行動者率の 上昇 ※個人の自由時間の中で行う学習・自己啓発・ 訓練で、社会人が仕事として行うものや、学生 が学業として行うものは除く。	- 学習活動の促進 - 社会参加活動の促進	高齢者の学習活動や社会参加活動の促進により、心の豊かさや生きがいが充 足される機会や、社会の変化に対応して絶えず動たな知識や技術を習得する機 会の増加が見込まれる。
〇リカレント教育の成果の適切な評価・活用	・社会人のキャリアアップや産業界等のニーズに資するよう、内容 レベル・取得スキルの明示化を図る大学等のリカレント教育フログ ラムを50以上開発する。また、リカレント教育の効果を可視化し、教 育成果の評価・活用に繋げるため、大学等におけるリカレント教育 プログラムの受講成果やリカレント教育に対する企業評価の現状 等についての選挙研究を選びロカレント教育の効果や社会的影響に関する測定指標を5つ以上作成する。	8	7	・受講を通じて獲得できるスキル・能力やプログ ラムのレベルを明示するプログラムの開発・実 施数 ・リカレント教育効果の測定指標数	・成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレン・教育推進事業 ・リカレント教育の社会実装に向けた調査研究・普及 啓発パッケージ事業	・リカレント教育プログラムを開発する大学等に対する伴走支援の中で、過去の 大夫事例等を示しながら、受講を通じた獲得スキル・能力やプログラムレベルの 明・プログラムレベルの 明・プログライン・ 明・プログライン・ 明・プログライン・ 明・プログライン・ 明・プログライン・ 明・プログライン・ 第一次では、
〇学習履歴の可視化 の促進	・社会人の学び直しが企業等における処遇改善や就職・転職活動において指植的に評価される環境づくがに向けて、社会人の学びを応援するポータルナイイマナバフにおいて、学習歴を可視化する・オープンパッジ機能の利用実績100名以上を目指すととむに、職業歴との連携や試験・転職活動・の学習歴の活用を見据えた厚生労働省の「インタブナル、世界を利用を使りますに行う。  「デジタル技術を活用した個人の学習履歴の可視化に関する取組を進める。	8	8	・「マナバス」におけるオープンパッジ機能の活 用者数 ・厚生労働省の「マイジョブ・カード」とのシステム連携 ・デンタル技術を活用した個人の学習履歴の可 摂化に関する取組について、国で調査研究を 継続的に実施	- 社会人の学びの情報アクセス改善に向けた実践研究 究・デジタル技術を活用した多様な生涯学習の学習履歴の活用に関する調査研究	・学習歴の可視化に関する取組や「マナバス」のオープンバッジ機能に関して特集ページや外部イベント等を活用した周知を行うことで利用者教育加に製げる。また、「マイジョブ・カード」との選をといった。「マナバス」の運用表注事業者とともに、原生労働者との選整を行い、計画的にシステム開発を進める。・調査を資金通じて、オープッパッジをどのデジタル技術の活用による個人の学習履歴の可視化に関する取組の進展が図られる。
〇生涯を通じた文化芸 術活動の推進	_	8	9	国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動へのそ れぞれの参加割合の増加	_	-

<ul><li>・家庭・地域の連携・協働</li></ul>	nの推進による地域の教育力の向上 	1				
〇コミュニティ・スクー ルと地域学校協働活 動の一体的推進	全ての公立学校に地域と連携・協働する体制を構築し、地域とともにある学校づ切、学校を核とした地域づくりを進めるため、、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を一層推進する。	9		・コミュニティスクールを導入している公立学邦 教の増加 ・地域学校協備活動本部がかバーしている公立 学校教の増加 ・学校に対する地域や保護者の理解が深まったと認識している学校の割合の増加 ・コミュニティ・スクールや地域協働活動に参画 した地域住民等の増加 ・子供をかぐる課題に応じた目標を設定し、そ の目標を達成した自治体の割合の増加		コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を推進 政支援や周知啓発を図ること等により、学校と地域が選携・協働す 製し、自立的・機能的に子供を取り巻く課題を解決できる環境を整 構造成に貢献する。
〇家庭教育支援の充 実	家庭教育支援チームの普及を図るとともに、保護者に寄り添う家庭教育支援の推進を図ることで、子供を育てる上で不安を感じたり、身近に相談相手がいない状況にある保護者を減少させる。	9		保護者に対する学習の機会及び情報の提供そ の他の家庭教育を支援するために必要な施策 を講じている自治体数の増加	<ul><li>・地域における家庭教育支援基盤構築事業</li><li>・家庭教育支援推進事業</li></ul>	身近な地域において保護者の悩み・不安を解消できるよう、地域に 教育支援を推進することで、目標達成に貢献する。
	地域の実情に応じながら、部活動の地域連携や地域スポーツ・文 化クラブ振動移行に向けた環境の一体的な整備を需実に進め、子 保たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を 確保する。	9	:	・地域連携や地域移行に係る方針策定のため の協議会を実施した自治体数 ・地域連携や地域移行の方針を策定した自治 体数 ・体白の運動部活動の地域連携・地域移行に 関する取組を開始した市区町村敷の割合 ・体白の文化部活動の地域連携・地域移行に 関する取組を開始した市区町村敷の割合 間 がより、 関する取組を開始した市区町村敷の割合	〈予算事業〉 ・中学校における部活動指導員の配置支援事業・地域スポーツクラブ活動体制整備事業(令和6年度 予算) ・地域スポーツクラブ活動体制整備事業(令和4年度 第二次補正予算) ・文化部活動改革(部活動)では移行に向けた実語事業及び地域文化クラブ推進事業)(令和5年度予算) ・文化部活動改革(部活動)では一次特正予算) ・一次補正予算) ・一次補正予算・ ・一学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等 に関する総合的なガイドラインの策定・公表	
 或コミュニティの基盤を支	える社会教育の推進					
<ul><li>○社会教育施設の機 能強化</li></ul>	社会的包摂の実現や地域コミュニティづくり、地域課題の解決等に おいて社会教育施設が果たすべき役割を明確化することなどによ り、社会教育施設の機能強化を図る。	10		・これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を ①家庭・日常の生活に生かしている者の割合 の向上 ②地域や社会での活動に生かしている者の割 会の向上 ・公民館等における社会教育主事有資格者数 の増加	今後の生涯学習、社会教育の振興方策の着実な実 施(社会教育デジタル活用等推進事業など)	今後の生涯学習・社会教育の振興方策を帯実に実施することで、におけるデジタル環境の登備や官民連携手法の活用などにより、 世の向上や護等の元素が図った、また社会教育工の移写取得 民態等への配置が促進されることで、社会教育施設の機能が強化
〇社会教育人材の養 成・活躍機会拡充	社会教育主事講習のオンライン化などによる社会教育主事講習に 受講生の拡大や、多様な人材の社会教育主の称号取得の促進等 を行い、地域における社会教育活動の充実を図る。	10	:	社会教育士の称号付与数の増加	・今後の生涯学習・社会教育の振興方策の着実な実施[無] ・社会教育を推進するための指導者の資質向上等事業	今後の生涯学習・社会教育の振興方策を着実に実施することによ 人材に係る制度の整備・見直しを推進する。 また、国費にて社会教育人材の養成・研修を行うことによる社会教 実を図る。
○地域課題の解決に 向けた関係施設・施策 との連携	地域コミュニティの基盤強化には、地域住民の「学び」が重要な役割を担うことから、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進、家庭教育支援の元集、社会教育施設の活性化に取り組むとともに、これらの施家と問題を取る連携を登り	10	;	・・これまでの学習を通じて身に付けた知識・技 能や経験を (1家庭・日常の生活に生かしている者の割合 の向上・1年間) と地域や社会での活動に生かしている者の割 はの向上(再掲) が、2000年のである。 はのでは、1年間 ・地域や数性傷活動本部がか、一している公立学 をの増加(再掲) ・学校の増加(再掲) ・大学校に対する地域や保護者の理解が深まっ たと認識している学校の割合の増加(再掲) ・13ミニティ、スタールや地域機能・活動と書	・地域と学校の連携・協働体制構築事業 [再掲]	コミュニティ・スケールと地域学校協働活動の一体的な取組に係る。 実情に応じた家庭教育支援、今後の生涯学習・社会教育の展現方 実施による、社会教育施設の活性化により、目標達成に貢献する。

教育DXの推進・デジタル人々	材の育成					
〇1人1台端末の活用	児童生徒のICT機器の活用頻度や教師の学習指導における積極 的な変化に向け、全国学力・学習状況測定によいて肯定的な回 各をする児童生徒、学校の割合の向上を目指す。	11	1	児童生徒が自分で調べたり、自分の考えをまと め、発表、表現したり、教師または児童生徒と やり取りをする場面での1人1台端末の活用頻 度の増加	- GIGAスクール学びの充実事業 - 全国学力・学習状況調査 (児童生徒質問紙、 学校質問紙)	GIGAスクール構想のもと、個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けて 重生後1人1台端末をはじめとした学校におけるICT環境の活形が図られてし 中で、端末の利活用状況やネットワーク環境整備等に関する最新の状況を把 することにより、今後の国命や教育委員会の施策の改善及び各学校における 場の改善につなけることができる。
○児童生徒の情報活 用能力の育成	児童生徒の情報活用能力に関する調査において、児童生徒質問 調査の質問項目「学校における1日当たりの情報機器利用時間」 の増加。	11	2	情報活用能力調査における児童生徒質問調査 の質問項目「学校における1日当たりの情報機 器利用時間」が各校種の1日1時間以上利用し ている生徒の割合増加		児童生徒の情報活用能力に関する調査を実施し、調査結果や教師用手引き 公表することにより、情報活用能力育成の必要性を周知することで、児童生む の機器利用が促進される。
<ul><li>○教師の指導力向上</li></ul>	・情報モラル教育の推進に向けて、情報活用能力調査における児童生徒質問題査で、情報活用能力情報モラルを含む)における「主体的に学習に取り組む態度」の項目において物に情報モラルに関する事項に育定的な図をする生徒数の部かを目指す。 ・教師のICT活用指導力向上に向けての取り組みを実施し、「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」における「授集中にICTを活用して指導する能力について、『できる』『ややできる』と回答した教員の割合」の向上を目指す。	11	3	・情報活用能力調査における児童生徒質問調査で、「主体的に取り相対態度」の情報モラルに関する項目・両定的な回答する生態数の増加・金飾のICT活用指導力(授業にICTを活用して指導する能力、児童生徒のICT活用を指導する能力、児童生徒のICT活用を指導する能力、児童生徒のICT活用を指導する能力の改善	・GIGAスクール学びの充実事業 ・情報モラル教育推進事業 ・学校における教育の情報化の実態等に関する調査	情報モラル教育推進事業によって、各種コンテンツの啓発をし、情報モラルボ タルサイトの活用が進むことによって、児童生徒の情報モラルに関して主体的 取り組む態度が促進される。 学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果によって、教師が授 に口でを活用して指導する能力や児童生徒のにT活用を指導する能力の必要 が周知され、積極的なICT活用が促進されると考えられる。
〇校務DXの推進	次世代の校務デジタル化(校務系・学習系ネットワークの統合やク ラウドを活用した校務処理等)のモデルケースを創出し、次世代の 校務デジタル化の構築を促進する。	11	4	次世代の校務デジタル化の構築を検討又は着 手する自治体の割合の増加	次世代の校務デジタル化推進実証事業	次世代の校務デジタル化推進実証事業を実施し、自治体が取り組むべき次世 代の校務デジタル化の参考となるモデルケースを創出することで、自治体には ける次世代の校務デジタル化の検討又は着手、ひいては構築が促進される。
〇教育データの標準 化	教育データの利活用に向けて、データの意味や定義をそろえる教育データ標準化の取組を推進することで、教育データの相互連用性や流進性を確保し、教育データを相互に交換、蓄積、分析可能にする。	11	5	「文部科学省教育データ標準」改訂、項目数の 増加	教育データの標準化に関する調査研究事業	事業において「文部科学省教育データ標準」を毎年度改訂し、標準化の項目 を増加させることで、教育データ標準化を更に推進する。
○基盤的ツールの開 発・活用	全国の学校等で問題等の相互利活用や知見の共有を図るため、 全国的・公共的な基盤的ツールの整備を進める、児童生株がオン サイン上で学習やマセスメートができる「文部科学のEDFンステム (MEXCBT: メウゼ・ト): については、学校等での導入を推進すると と大に、システム列用車100名(学校単位): となる。また、文部科学 学者が学校等に対して行う業務調査は、学校等が回答したアン ケート目表で自動業計が可能となる「父郎科学者WEB調査システム 人(EduSurvey)」で基本的に実施される。	11	6	・文部科学省CBTシステム(MEXCBT)の利用 率・文部科学省の学科 ・文部科学省が学校等に対して行う調査における文部科学省WED調査システム(Edusurvey)活用の割合の上昇	・文部科学省CBTシステム(MEXCBT)の拡充・活用 推進事業 ・文部科学者WFB調査システム(EduSurvey)の改 音・活用促進事業	・MEXOBTICついて、事業において機能拡充等を行い、普段使いや全国・地方学力調査等における幅広い活用を一層推進することで、学校単位の利用率 100%を目指す。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
〇教育データ分析・利 活用及び先端技術の 利活用	・ 各学校で共通で必要となるデータセットや分析のフォーマットの策 定等の方策を進めるとともに、個人情報等の適正な原政とを確保 しながらデータ料活用をするためのルール等を整備することで、学 校等において教育データを効果がかつ安全、学位に利活用できる ようにする。 ・ 学校理等が持える教育課題解決に向けた、センシング、メタバー ス・AR・VR、AIといった先端技術の利活用を促進する。	11	7	・教育データ分析に関する調査研究等、教育 データの効果的な利活用に向けた取組の継続 ・「教育データの利活用に係る需定項」改訂 等、教育データの安全、安心を高準項」改訂 取組の継続 の報告の表示である。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・教育データの効果的な分析活用に関する調査研究 事業 ・教育データ活用の際の留意事項等に関する調査 研究事業 ・次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教 育データの利活用促進	・ 調査研究事業において教育データ分析のフォーマットの策定等や「教育デーの利活用に関する留意事項」の改訂を進め、学校等における効果的かつ安全 安心なデータ利活用を促進する。 「次世代の学生、教育取場を見据えた先端技術・教育データの利活用促進」業の実施により、先端技術を活用した実証事例が創出され、利活用の役遣になげることができる。
〇デジタル人材育成 の推進(高等教育)	A観路82019における人村育成目標の速成に向けて、2025年度末までに、数理・データサイエンス・AI教育プログラム(応用基礎レベル)の認定プログラムにおける1学年当たりの受講対象学生数25万人を達成	11	8	数理・データサイエンス・AI教育プログラム(応用基礎レベル)の認定プログラムにおける1学 年当たりの受講対象学生数の増加	数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度	数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度を実施し、応用基礎レベルの認定プログラムが増加することにより、当該認定プログラムにおける1学年たりの受談対象学生数の増加に貢献する。
○教育環境のデジタ ル化の促進(高等教育)	・好事例の共有等により、遠隔教育の買保証や、面接授業と遠隔 授業を効果的に組み合わせたハイブリッド型教育を推進する。 ・放送大学を活用し、新たなデジタル技術を活用した学習機会が提 供できる体制を供 ・大学における管理運営業務全般での電子化の取組を促進する。	11	9	・遠隔教育の実施状況 ・遠面大学法人の第4期中期目標におけるデジ ウル・キャンバスの推進に関する目標の達成状況 ・放送大学において新たなデジタル技術を活用 した同時双方向型Web授業の科目数を拡大	・ガイドライン等を活用した、遠隔教育に関する好事 例等の共有 ・放送大学学園補助 ・赤原中期目標期間における国立大学法人中期目 標	・遠成手段に記載した取組の実施により、各大学等における遠隔教育への理 を高め、目標である遠隔教育の質向したのハイブリット型教育の推進を図る。 ・放送大学学園が行う放送大学の原葉の提供等に要する経費に対して補助。 ことで、新たな習機会の提供につなげる。 ・2022年度からの国立大学法人第4期年期目標期間において、各法人に対し デジタリルキンバスを推進することを中期目標に掲げており、目標に基づき 成された中期計画にそって各法人は大学の管理連進業務全般における電子 の取組を促進することとなる。
〇社会教育分野のデ ジタル活用推進	社会教育施設におけるデジタル基盤の強化を促進するとともに、 公民館等の社会教育施設におけるデジタルリテラシーの向上への 取組を促進する。	11	10	デジタル機器活用に係る講座や高齢者向けスマートフォン講座等を実施する公民館数の増加	社会教育デジタル活用等推進事業	公民館におけるデジタル活用のノウハウ蓄積や環境整備が行われることで、 標達成に貢献する。
指導体制・ICT環境の整備、	教育研究基盤の強化					
〇学校における働き方 改革、処遇改善。指 導・運営体制の充実の 一体的推進	のなんの。	12	1	・スクールカウンセラー及びスクールソーシャル ワーカーが相談を受けた児童生徒等の人数の 増加 ※スクールカウンセラー等が早期発見や適切 な対処等の役割を果たすためには、多くの児童 生徒等が相談できる状況であるを要があた。 め、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では	・いじめ対策・不登校支援等総合推進事業を実施 し、スクールカウンセラー及びスケールソーシャル ワーカーの配原主業を図る目式・いじめやる登録 食器、連件等の課題への対応のための重点配置な だ、各地方公共団体のニーズに応じ配置従連を 図る。 ・教育委員会における学校の働き方改革のための 取組状況調査・学校における働き方改革の推進に関する調査研究・ ・特官等のための指導員等派遣事業	- いじめ対策・不登校支援等総合推進事業の実施により、スタールカウンセフ やスタールンーシャルワーカー等の配置を充実させることで、支援が必要なが 生徒等が適切に相談できる体制の構築につなげることができる。 手事任度教育委員会における学校の働き方な事のどめの取扱状況調査を実 し、各教育委員会や学校における働き方の本の連歩状況の姿で の公表や収録等の原開等を可能の ・補富等のための指導等が派遣事業の実施により、教員業務支援員や多 等員等の多な支援スタッカが学校の教育活動に参画する取組を支援し、当 教育活動の充実と働き方改革の推進を図る。
○教師の養成・採用・ 研修の一体的改革	・教育公務員特例法の改正や「「令和の日本型学校教育」を担う教 節の養成・採用・研修等の在り方・客申を踏まえ、「新たえ教師の学 びの楽切の実現に向けて、デジタル技術の活用等を通じて研修高 度化を図る。 ・教員免許、保持者の入職を促進するとともに、教員採用選考試 級の改善等、優れた人材の安定的な確保のための取組を進める。	12	2	・教員研修の効果的な実施に係る取組状況の 改善・教員採用選考試験における優れた人材を確 保するための取組状況の改善・小学校・中学校の教員免許状の併有状況の 改善・特別免許状の授与件数の増加	- 研修受講問歴記録システムの構築 ・教員研修プラットフォームの構築 ・教員研修高度化推進支援事業 ・教師の養派・採用・研修の一体的改革推進事業	・研修受講問歴記録システム及び教員研修プラットフォームの構築、また教員 修高度化推進支援事業の実施により、教員研修の効果的な実施に係る取組 災の改善を図る。 ・物師の悪波・採用・研修の一体的改革推進事業上を実施し、現態教員の新 な免許状教得の促進や教員採用選考試験における優れた人材を確保するた の取組状況の改善を図る。
OICT環境の充実	ICT活用を支援する体制を整備し、自治体間格差の解消を図るため、1人1台端末の持続的は活用やネットフーク環境の更なる改善などに取り組み、ICT環境の充実を促進する。	12	3	・同時接続率を考慮して児童生徒1人当たり2 Mbps 以上など、必要な通信速度を学校規模に 応じて確保できている学校の割合の増加 ・1人力信線末環境を円滑に運営するための十分なサポート体制が構築されている自治体の 割合の増加 ・1CT 建層の配度、数の増加 ・1CT支援員の配度、数の増加 ・児童生徒1人1台端末水準轄排(教育用コン ビュータ1台当1・リの児童生徒教) ・指導者1人1台端末水準の向上(指導者用コン ビュータ1台当たりの数量数	GIGAスタール構想の実現(公立学校情報情報機器 整備費補助)	補助金事業を活用することで、 ・・ネ・ハワークではメント(診断)によるネットワーク環境の改善 ・・ルンプテスプによるサポート体制の構築 ・にて支援員や教員へのにび研修の実施による活用した授業領度の増加 ・・運営支援センラーによるにで支援人材の確保によるに了支援員の配置人数の加 など各地域の実情に応じた取組が進みICT環境の充実に資する。
〇地方教育行政の充 実	各地域における行政体制・機能が充実し、教育環境の整備が着実 に進む。	12	4	・教育委員会の現状に関する調査で回答された各自治体における教育委員会会議の1年間の総開催時間の平均の向上・教育委員会会議の1年間の総開催時間の平均の向上・教育委員会の現状に関する調査で「教育委員会の制合の増加・教育委員会の現状に関する調査で「総合教育会議を活用して首長との連携を進めることができた」首の回答をした教育委員会の割合の増加		先進的なモデル事例の創出・周知を行うことで、各地域における教育委員会と機能強化・活性化を図るとともに、総合教育会議等を活用した教育委員会と1 長部局の連携等の推進を図る。
○教育研究の質向上 に向けた基盤の確立	・教育研究の質向上に向けた基盤を確立するため、大学等の経営 力を強化する。 ・学校法人の運営に多様なステークホルダーの意見を取り入れ、 教育研究の夏を図る観点から、中期計画を評議員会の議決を経て 策定している大学・短期大学等を設置している学校法人の割合が 20%となることを目指す。	12	5	・大学における外部資金獲得状況の改善 ・事実に関する中期的な計画を評議員会の議 基条任職実にしいる大学・規則大学等を設置 している学校法人の割合の増加	- 基盤的経費等の確保 - 審附促進に向けた好事例の展開、税制改正 - 大学への客院規制に係る吸過措置の拡大 - 国立大学法人における規制部 - 審附行為作成例の改正、学校法人への周知	- 基盤的経費等の確保により、各大学が継続的・安定的に教育研究活動を実することが可能となる。 - 規制版和、寄附控制の加大により各大学の外部資金獲得が容易になるとと、外部の風間により各大学の身務的活動が促進されることで、外部資金人が増加し、大学等の経営力強化に資数する。 - 私立学校込め立正により各学校法人の寄附行為変更が必要となるところ、本として各学校法人に示す「素附行為作成例」において、事業に関する中期的計画を評議員会の議決事項として位置付けることにより、各学校法人の取組促す。
○高等教育機関の連 携・統合	地域の高等教育機関や地方公共団体、産業界が地域の将来ゼ ジュン等について恒常的に議論する「地域連携ブラットフォーム」の 構築を促進し、模数の大学間で人的・物的リンースを効果的に活 用することで教育研究の完実と図る「大学等連携推進法人制度」 の活用数を5年程度で悟増させる。	12	6	大学間連携に取り組む大学数の増加	・地域連携プラットフォームの周知 ・大学等連携推進法人制度の周知	地域連携プラットフォーム及び大学等連携推進法人制度の周知をすることで、 学の理解が深まることにより、大学等連携推進法人制度の活用が促進される

経済的状況、地理的条件に	済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保						
〇教育賽負担の軽減 1:向けた経済的支援	・全世帯の高等学校等選学率と生活保護世帯の高等学校等選学 車の悪を削水度比で減少させる。 経済的理由による高等学校等中退者数を前年度比で減少させる。 ・高等教育費の負担経減策の充実及び周知等を造び、奨学金制度 等の活用が保益されることで、経済的理由により選学・修学を断念 する学生等の減少を目指す。	13	1	・全世帯と生活保護世帯の子供の高等学校等 進学率の差の改善 ・経済的理由による高等学校中退者数の減少 ・住民税非課経世帯、生活保護世帯、ひとり領 家庭及び児童華護施設の子供の大学等進学 半の改善 生学生数等に占める1年間の経済的理由によ る、大学等の中退者数の制金の減少 場份3年生を子に持つ家庭の高等教育費の負担 担軽減減の認知度の向上	- 高等学校等就学支援金の支給に関する法律 - 高等学校等就学支援金の支給に関する法律 - 高等学校等就学支援金(2023-文科-22-0123) - 高校生等漢字給付金(2023-文科-22-0123) - 高校生等漢字給付金(2023-文科-22-0123) - 高等公司公司公司公司公司公司公司公司公司公司公司公司公司公司公司公司公司公司公司	の教育費に充てるための高校生等奨学給付金を支給することにより、家庭の 育費負担の軽減が図られ、高等学校等への進学率向上や、経済的理由によ 高等学校等中退者数の減少が期待できる。 ・奨学金制度の対象拡大、制設など高等教育における経済的支援の充実や、 生や保護者等へ支援策の展別等を図ることで、制度の活用が促進され、経済 とや保護者等へ支援策の展別等を図ることで、制度の活用が促進され、経済	
〇へき地や過疎地域 等における学びの支 援	遠隔教育の推進による、生徒の進路希望に対応した科目開設や 冒熱度別指導の元実	13	2	・ICT機器を使って児童生徒が学校外の施設 (他の学校や社会教育施設、民間企業等)にいる人々とやりとりする取組の増加 「高等学校における学校の質向上のための遠 隔撲業 後科・科目元実型)によって行われる 実施科目数の増加	COREハイスクール・ネットワーク構想	中山間地域や離島における高等学校での同時双方向型遠隔授業を推進する とにより、学びの質向上のための遠隔授業(教科・科目充実型)によって行わる を施科目数の増加につなげる。	
〇災害時における学 びの支援	・災害が発生した際には、その影響が及ぶ児童生徒等への心のケアを図る。 ・大規模災害の被災地における中学校等卒業者のうち進学した者 の割合を災害前の水準まで引き上げる ・災害時における学校安全の確保	13	3	・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルのワーカーが相談を受けた児童生徒等の人数 信加 メスクールカウンセラー等が早期発見や適切 な対処等の役割を果たすためには、多くの児童 生徒等が相談できる状況である必要があるだった技術製工業の後述をよった対機製工業の後で強います。 大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪	・各地方公共団体の実態に応じて、災害の影響が及ぶ児童生徒等への心のケアに対応できるよう、いじめ対策・不要校支援等総合推進事業の実施により、スケールカウンセラー等の配置充実を図る・結災児童生徒就学支援等事業(レビュー番・9203-文件2-20120)・教育基本法第4条第3項・学校安全級の推進・学校安全級合支援事業・地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業・地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	・いじが対策・不登校支援等総合推進事業の実施により、スケールカウンセラ 等の配置を完業させることで、支援が必要なり管生徒等や3強切に相談である 財を構築し、災害が発生した際の児童生徒等への心のケアにつなげることが さる。 ・大規模災害の被災を起因とした経済的理由で対学困難な児童生徒等に対す 対学支援の事業を実施することで、経済的回域で問題な児童生徒であっても 影教育の修了に実際がないようにし、このことには、必義教教育等で後の状況 ある中学校卒業後の進学半年向上することに資するものである。 ・危機管理マニファルの見直しや学校安全に関する教職員所能の充実により 実践的、実効的な安全教育を推進し、学校安全の実効性を高めることが、災等 時における学校安全の確保、学校管理下において死亡する児童生徒等の数 限りなくゼロにすることに繋がる。	
NPO・企業・地域団体等との	連携・協働						
ONPOとの連携	学校外の多様な担い手による学びの提供や多様な支援体制の確保を図ることで、学びの多様化や地域等と一体となった活動を推進する。	14	1	-	教育振興基本計画の周知・広報	今般新たに開議決定された教育振興基本計画に様々な機関との連携の重要 について記載があることを開知することで、これまでの緩削りを越えて、地域の 一員、社会の一員といて迎議等より意識してもらえるようになり、より充実し 教育活動が可能となる。	
〇企業等との連携	体験活動に関する情報を網羅的に集約したボータルサイトを構築 し、地域や企業と学校等が連携・協働したリアルな体験活動の機 会の充実を促進する。	14	2	「子供の体験活動推進宣言」賛同団体の増加	・体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト ・(独)国立青少年教育振興機構運営費交付金	青少年自立支援プロジェクトでは、体験活動の「利用者」である学校等と「提 者」である企業や青少年教育団体等の多様な主体をマッチングするポータル イトの構製に取り組んでいる。また、国立青少年教育展開機構では、「財域の みで体験の風をおこそう「運動」取り組んでおり、青少年教育貿易機構の団体 が連携し地域が一体となって体験活動を推進する機速を高める限り組みなと 実施し、体験活動の機会の充実を図ることで、目標達成に貢献する。	
〇スポーツ・文化芸術 団体との連携	地域の実情に応じながら、部活動の地域連携や地域スポーツ・文 化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備を着実に進め、子 供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を 確保する。	14	3	・地域連携や地域移行に係る方針策定のため の協議会を実施した自治体教 ・地域連携や地域移行の方針を策定した自治 体教 ・休日の運動部活動の地域連携・地域移行に 関する取組を開始した市区町村数の割合 ・休日の文化部活動の地域連携・地域移行に 関する取組を開始した市区町村数の割合	予算) ・地域スポーツクラブ活動体制整備事業(令和4年度 第二次補正予算)	「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドン」では、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境等について、国の考え方を提示している。 これらを踏まえ、地域スポーツクラブ活動体制整備事業、地域文化クラブ活動制整備事業ともし今和4年度第二次補正予算)では、自治体における部店制整備事業ともし今和4年度第二次補正予算)では、自治体における部店で地域スポーツクラブ活動への移行に向けた体制の構築を推進する。 そして、地域スポーツクラブ活動体制整備事業(令和5年度予算)では、部活した普及イラブ活動への移行に向けた集節事業を実施し、国において事業成果など普及プラブ活動への移行に向けた実証事業を実施し、国において事業成果など書かることで、全国的な知程を推進する。 ともに、中学校における部活動指導員の配置支援事業では、各自治体においる形式動物は大きの形式を対しませた。他の記述を指導する。ともに、中学校における部活動指導員の配置支援事業では、各自治体においる形式動物を受けるが必要を支援し、国においても、自然に対している。	
○医療・保健機関との 連携	学校外の多様な担い手による学びの提供や多様な支援体制の確保を図ることで、学びの多様化や地域等と一体となった活動を推進する。	14	4	-	教育振興基本計画の周知・広報	今般新たに開議決定された教育振興基本計画に様々な機関との連携の重要 について記載があることを周知することで、これまでの観割りを越えて、地域 一員、社会の一員としての連携をより意識してもらえるようになり、より充実し 教育活動が可能となる。	
〇福祉機関との連携	学校外の多様な担い手による学びの提供や多様な支援体制の確保を図ることで、学びの多様化や地域等と一体となった活動を推進する。	14	5	-	教育振興基本計画の周知・広報	今般新たに限議決定された教育振展基本計画に様々な機関との連携の重要 について記載があることを周知することで、これまでの緩割りを越えて、地域の 一員、社会の一員としての連携をより意識してもらえるようになり、より充実し 教育活動が可能となる。	
○警察・司法との連携	学校外の多様な担い手による学びの提供や多様な支援体制の確保を図ることで、学びの多様化や地域等と一体となった活動を推進する。	14	6	都道府県、指定都市における教育行政に係る 法務相談体制の整備状況の改善	教育振興基本計画の周知・広報	今般新たに限議決定された教育振興基本計画に様々な機関との連携の重要 について記載があることを周知することで、これまでの機割りを越えて、地域の 一員、社会の一員としての連携をより意識してもらえるようになり、より充実し 教育活動が可能となる。	
〇関係省庁との連携	他分野の政策との連携を図り、より充実した教育政策を推進する。	14	7	-	教育振興基本計画の周知・広報	今般新たに開議決定された教育振興基本計画に関係省庁との連携の重要性 ついて記載があることを周知することで、他省庁でも政策との連携をより意識 でもらえるようになり、より充実した教育政策の立案・実施が可能となる。	

₹15 安全·安心で質の高い教育の	研究環境の整備、児童生徒等の安全確保						
○学校施設の整備	・より多くのか立学校施設において、安全・安心を確保しつつ新しい 時代の学びを実現する環境が登備される。 ・より多くの直立大学等施設において、教育研究の基盤となる安全・安心な環境が整備される。	15	1	・老朽化が著しい公立小中学校施設の老朽化 対策の実施年の向上 ・公立学校等施設の吊り天井等以外の非構造 節材の耐震対策実施率の向上 ・公立学中学校施設の子(J連末化率の向上 ・公立学や推設の至調設選手の向上 ・公立学や推設の全調設選手の向上 ・公立学校施設のが「Jアール化率の向上 ・20年の中 ・20年の ・20	・公立学校施設整備費 ・学校施設整備指針 ・学校施設を優指針 ・学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議 ・国立大学法人等事務経費 ・国立大学法人等事務経費 ・国立大学法人等を施設整備の推進に関する調査研究協力者会議	・公立学校施設について、安全・安心を確保しつつ新しい時代の学びを実現す 学校施設の在り方について「学校施設の在り方に関する国産研究協力者会議 において練計しつ、その内部について「学校施設を開始する通じて各教育 自会等に提示し、教育環境向上と老朽化対策の一体的な整備についての検討 を促す。 ・その上で、各地方自治体が施設整備を行う際、「公立学校施設整備費力を通 て財政支援を行い、各種整備が構造される。 ・国立大学等施設について、「国立大学法人等施設整備に関する検討会」及 「国立大学法人等の施設整備の推進に関する調査研究協力者会議」等におい で今後の整備がより本等所等を大学等に提示する。法人等施設整備費(文 施設費)に登记で財政支援を大学等に提示する。法人等施設整備費(文 施設費)に登记で財政支援を行い、老朽化対策をはじめとして各種整備がなれ、安全・安心な環境が整備される。	
〇学校における教材 等の充実	第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」に基づき、学校図書館の図書の整備、新聞の配備、学校司書配置を促進等により、学校図書館の整備充実を図る	15	2	学校図書館における ・学校図書館図書標準の達成状況の改善・新聞の複数紙配構率の向上 ・学校司書の配置率の向上	読書活動総合推進事業	学校図書館活用計画を策定し、授業において図書・新聞等を活用する取組の 違や、教職員研修、司書教論講習の実施を通して、授業での学校図書館の活 方法等を理解する教職員の増加、司書教論の認定者教の増加等を図ることで 学校図書館整備への理解が促進され目標達成に貢献する。	
〇私立学校の教育研 突基盤の整備	・令和10年度までに耐震化率100%を達成する。 ・学校法人の運営に多様なステークホルダーの意見を取り入れ、 教育研究の質の上を図る程成から、中期計画を評議員会の議 決を経て策定している大学・短期大学等を設置している学校法人 の割合が20%となることを目指・ ・大臣所輔学校法人への寄附金額を前年度実績より増加させる。	15	3	・私立学校の耐震化の推進(早期の耐震化完了) ・事業に関する中期的な計画を評議員会の議 決を経て策定している大学・短期大学等を設置 している学校法人の割合の営物(再掲) ・学校法人における外部資金獲得状況の改善	- 私立学校施設災害復旧、私立幼稚園施設整備費 補助、私立学校務育研究装置等施設整備費補助、 私立学校施設高度化性連事業費補助 、本語所古条例の改正、学校法人への周知 - 寄附行後に向けた好事例の展開、税制改正	・達成手段の補助事業により、私立学校における施設の耐震補強工事等を通 で耐震化が推進され、達成目標の進起に貢献する。 ・私立学校法の改正により各学校法人の高附行為変更が必要となるところ、見 本として各学校法人に示す「新門行為作成例」において、事業に関する中期的 計画を評議員会の議決事項として位置付けることにより、各学校法人の取組 侵す。 ・寄附に係る好事例の展開や寄附税制の拡大により、各学校法人における寄 募集の取組が促進され、学校法人への寄附金額の増加が図られる。	
〇文教施設の官民連 携	より多くの文教施設において官民で連携した施設整備や管理が行われ、文献施設の効率的かつ効果的で良好な公共サービスを実現する。	15		公共施設等運営事業を含む多様なPPP/PFI 手法により、施設登職や管理を行うことを検討 する国立大学法人等の増加	・文教施設における多様なPPP/PFIの先導的開発事業・国立大学法人等施設におけるPFI・コンセッション推進事業	「文教施設における多様なPPP/PFIの先導的開発事業」等を通じ、大学等に けるコンセッション事業の活用について実現可能性が検証されるとともに導入 向けた検討が進み、より多くの文教施設において官民連携した施設整備や管 が行われる。	
〇学校安全の推進	児童生徒自身に安全に身を守るための能力を身につけさせる安全 教育の充実や学校の安全管理体制の充実に加え、地域全体での 学校安全の取録を推進し、学校管理下において、障害や重度の負 傷を任予事故等の発生性数を減少させるとともに死亡する児童生 徒等の数を限りなくゼロにする。	15	5	・学校管理下における障害や重度の負傷を伴う 事故等の発生件数の減少 ・学校管理下において死亡する児童生徒等の 数を限りなくゼロにする	- 学校安全教室の推進 - 学校安全総合支援事業 - 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	児童生徒自身に安全に身を守るための能力を身につけさせる安全教育の充実 や学校の安全管理体制の充実に加え、地域全体での学校安全の取組を推進 ることにより、学校管理下において、障害や重度の負傷を杆予事故等の発生件 数の減少させるとともに死亡する児童生徒等の数を限りなくゼロにすることに多 がる。	
	各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ						
〇各ステークホルダー (子供を含む)からの 意見聴取・対話	子供又はその他のステークホルゲーからの意見聴取や対話の実 施を通じて、関係者の当事者変譲の醸成を図る。	16	1	国・地方公共団体の教育振興基本計画策定に おける子供又はその他のステークホルダーの 意見の聴取・反映の状況	教育振興基本計画やこども基本法についての周知・ 広報活動	こども基本法第11条に子供からの意見を聴くことについての規定があることから、この趣旨の周知を行うことで、意見聴取等が活発になされ、その結果当事も意識の醸成を図ることが可能になる。	